

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	53 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	41 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	50 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	25 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、昭和50年に結婚した。結婚したころは忙しく、国民年金保険料を納付できなかったが、52年から夫婦一緒に保険料を納付し始めた。しかし、夫は申立期間が保険料の納付済期間であるのに対し、私は未納とされていることは納付できないので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、自身がその夫の分とともに国民年金保険料を納付していたと主張している。

そこで、申立人の夫の納付記録を見ると、オンライン記録により、申立期間である昭和52年度の国民年金保険料を昭和53年11月に過年度納付していること、及び同年4月以降の保険料を完納していることが確認できる上、申立人についても、申立期間直後の同年4月以降の保険料を完納していることが確認でき、申立人及びその夫の保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立期間以降の申立人及びその夫の納付記録を見ると、昭和56年10月から57年3月までの期間及びオンライン記録で収納日が確認できる平成6年4月以降の期間について、わずかな収納日の違いがある平成8年度を除き、国民年金保険料の収納日は夫婦同一であることが確認でき、申立人の夫の分とともに保険料を納付したとする申立人の主張と符合している。

さらに、申立期間は12か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和49年9月25日であり、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能であることから、納付意識の高い申立人は、その夫の保険料を過年度納付する際に、自身についても申立期間の保険料を過年度納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から53年3月まで

国民年金の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の納付記録が無いとの回答を受けた。

私は当時大学生だったが、私の母は、市役所から国民年金保険料の振込用紙が送られてくると、自身の分と私、後に妹の保険料を一緒に納付してくれた。大学卒業後、大学生の時の保険料はすべて納めているからと言って国民年金手帳を渡してくれた。

申立期間について、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母が申立人及びその妹に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとしている。

そこで、オンライン記録により、申立人の母の国民年金保険料の納付記録を見ると、申立人の母は昭和44年11月に国民年金に任意加入し、60歳以降も高齢任意加入を続け、65歳到達により被保険者資格を喪失した平成9年\*月までの期間の保険料をすべて納付していることが確認でき、申立人の母の納付意識の高さがうかがえる。また、申立人については、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立人の妹も20歳から国民年金に加入し、以後、国民年金加入期間の保険料を第3号被保険者期間を除きすべて納付していることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日の記録から、昭和53年7月ごろに払い出されたものと推認され、この場合、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料として納付することが可能であるところ、申立人の母が加入手続を行ったとするA市は、「原

則としては過年度保険料の納付書を交付することはないが、例外的に過年度保険料の納付書を交付していた。」と回答しており、納付意識の高い申立人の母が、9か月と短期間である申立期間の保険料を未納のままにしておくとは考え難く、A市に過年度保険料の納付書の交付を依頼し、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年4月から52年12月まで  
② 昭和55年4月から56年3月まで

私は、昭和47年10月の婚姻に伴い、A市へ転居と同時に厚生年金保険から国民年金への変更手続きをしたと思っている。私は、夫との婚姻後、専業主婦だったが、夫と別居したことは無く、生活の苦しい時期が多かったことを覚えており、私が夫婦二人分の免除申請していた記憶はあるが、手続き方法等詳しいことは覚えていない。

夫の国民年金記録を見ると、夫のみが免除記録とされている期間があり、夫婦で免除申請していたと思うので、申立期間①及び②についてよく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和47年10月ごろにA市で国民年金の加入手続きを行い、その後、自身及びその夫に係る国民年金保険料の免除申請を同時に行い、二人共に免除承認されていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和53年1月24日にA市で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。また、この時点において、社会保険事務所（当時）は、基準月方式（申請月からみて、直近の指定月から免除承認される方式）による免除承認を実施していたことから、申立人は、申立期間のうち、52年9月以前の国民年金保険料については制度上、免除申請を行うことはできず、同年10月から同年12月までの保険料については免除申請が可能であるが、申立人の夫は、同年4月から免除承認されていることがオンライン

ン記録から確認でき、少なくとも同年7月以前に免除申請を行っていたものと推定できることから、夫婦同日に免除申請を行っていたとする陳述と符合しない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を免除申請及び免除が承認されたことを示す関連資料は無く、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索（旧姓を含む）を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間②について、申立人は、昭和45年4月ごろにA市で自身及びその夫に係る国民年金保険料の免除申請手続きを行い、二人共に免除承認されていたと申し立てている。

そこで、一緒に免除申請していたとする申立人の夫に係る特殊台帳を見ると、申請免除記録とされていることが確認でき、また、申立期間直前の昭和53年1月から55年3月までの申立人夫婦のオンライン記録は納付済記録であるところ、申立人及びその夫の所持する国民年金保険料領収証書を見ると、同期間について夫婦同日の納付行動の確認ができることから、申立期間②について夫婦一緒に免除されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②当時の生活について、申立人の長女の陳述によると、昭和55年に自身の小学校入学時に、妹が入院していたことを覚えており、生活状況は困窮していたとしている。上述の点を踏まえ、申立人の夫が申請免除になっていることからみて、困窮していたとする申立人の陳述は信用でき、そのような状況の下で、申立人がその夫のみの申請免除手続きを行ったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間、59 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで  
③ 昭和 59 年 8 月

A 市で同居していた父が、私に大学を卒業したら国民年金に加入するよう言っていた。国民年金手帳を見ると、記載された資格取得日は昭和 53 年 4 月 1 日になっているので、この日に父が国民年金の加入手続を行ったと思う。

申立期間①の国民年金保険料は、父から国民年金に加入した時からの保険料を一括でまとめて納付したと聞いた。また、その後の保険料も一括でまとめて納付したと聞いた。

昭和 57 年 11 月に B 市に転居した際、父から、これからは自分で納めなさいと言われて国民年金手帳を渡された。この手帳を現在も所持している。

父は平成 5 年に、母は 14 年に亡くなったので、加入時期及び昭和 57 年 11 月以前の国民年金保険料の納付については詳しくは分からない。

申立期間②の国民年金保険料は、B 市に転居して国民年金の住所変更手続をした後、自宅に送られてきた納付書で毎月銀行から納付した。申立期間②の前後の保険料は納付済みの記録であり、申立期間②も同様に納付したはずである。

申立期間③については、昭和 58 年 8 月 \* 日に婚姻届を提出した際、夫が厚生年金保険に加入していたので、国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者になる手続を行った。しかし、仕事をしていたので収入が多く、夫の扶養家族にならなかった。扶養家族でないと任意加入ができないと思っていたので同年 8 月 30 日に資格喪失の手続をした。申立期間③の国民年金保険料は、それ以前に自宅に送られていた納付書で銀行から納付した。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、昭和53年4月に申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料は父親が納付した。また、申立期間②及び③の保険料は申立人自身が納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続き時期をみると、申立人の前後に国民年金手帳記号番号を取得している被保険者の資格の取得記録から、昭和55年10月から同年11月の間であることが推定できるところ、国民年金手帳の資格取得日が53年4月1日になっているので、この日に父親が国民年金の加入手続きを行ったとする申立内容と符合しないが、申立人の国民年金の加入手続き時期において、申立期間①のうち、55年4月から56年3月までの国民年金保険料は、現年度納付することは可能である。

また、申立人の国民年金保険料の納付に関する記録を見ると、申立期間①の後の昭和56年度及び57年度の保険料を前納していることが申立人の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿から確認でき、父親が加入手続き後の保険料についてもまとめて納付したとする陳述と符合し、申立人の保険料の納付を行った父親が、加入手続き直後に現年度納付が可能な昭和55年4月から56年3月までの保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②について、申立人は送られてきた納付書で納付したと申し立てている。

そこで、B市での国民年金保険料の収納方式を確認したところ、昭和58年度当時、3か月ごとに郵送される納付書による収納方式であり、申立内容と符合する上、申立期間は3か月と短期間であるとともに申立期間前後の保険料は納付済みであることから、申立期間②の保険料も納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間③について、申立人は、「昭和58年8月\*日に婚姻した夫が厚生年金保険に加入していたので、国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者になる手続きを行ったが、同年8月30日に資格の喪失手続きを行った。」と申し立てている。

そこで、申立人の特殊台帳、B市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳の記録を見ると、昭和58年8月30日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる。この場合、同年8月の国民年金保険料は、任意加入期間の保険料として納付が可能であるが、B市の名簿では同年8月は「納付不要」と押印されており、納付することができない期間とする事務的過誤が生じている。また、申立人は申立期間③の保険料は自宅に送られていた納付書で銀行から納付したと陳述しているところ、B市の国民年金保険料の収納



方法は、昭和 59 年度からは、1 か月ごとの納付書による納付方式であり、申立人は婚姻前の名字が記載された納付書を所持していたことが推測できる。その納付書で昭和 58 年 8 月の保険料を納付した場合、同年 8 月に婚姻により氏名変更された申立人の納付記録の管理に誤りが生じた可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間、59 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月  
② 平成5年6月

国民年金は、20歳の時に加入して、国民年金保険料を納付してきた。4年1月からの保険料は銀行の口座から振替で納付しており、申立期間①及び②を除き納付済みとなっているのに申立期間が未納となっている。申立期間は、大学生であったが、アルバイト代を母に渡して預金していたので、銀行口座には常時10万円から20万円までの残額があったと思う。

申立期間の国民年金保険料を私も母も納付書で納付した記憶はないが、母は納付書が届けば納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を口座振替で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、A市の国民年金に関する記録から、平成4年1月から9年11月まで口座振替を行っていたことが確認できる。同市では、「申立期間の保険料が振替不能となっている場合は、A市及び社会保険事務所(当時)から当該期間の保険料の納付書が発行される。」と説明している。このことから、申立期間①及び②の保険料は、納付書により納付することが可能であったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料の納付に関する記録を見ると、オンライン記録から、申立期間①及び②の2か月を除き、加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付を担当していたとする申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間①及び②はいずれも1か月と短期間であり、国民年金加入後に住所の変更はなく、当時の生活状況にも特段の変化は認められないことから、納付意識の高い母親が申立期間①及び②についてもA市の説明どおり、送られてきた国民年金保険料の納付書を使って納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成19年4月から20年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例とされていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月から20年3月まで

私が20歳に到達してから就職するまでは、父がA市役所で学生納付特例の申請をしてくれていた。平成19年4月から20年3月までの期間だけ学生納付特例を申請しなかったはずがないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立期間の国民年金保険料について学生納付特例の申請をしていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、オンライン記録から、平成14年\*月から15年3月までの期間は20歳に到達した月である14年\*月に、15年4月から19年3月までの期間は各年の4月に、学生納付特例が申請され、14年\*月から19年3月までの期間が学生納付特例とされていることが確認できることから、学生納付特例とされている期間に続く申立期間についても学生納付特例の申請をしたと考えるのが自然である。

また、申立人の学生納付特例を申請したとする申立人の父親は、その申請手続に関して詳細かつ明瞭<sup>めいりょう</sup>に陳述しており、その内容に不自然さはみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、平成19年4月から20年3月までの国民年金保険料を学生納付特例とされていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの期間及び同年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から同年12月まで  
② 昭和59年4月から60年3月まで  
③ 昭和60年5月から61年3月まで

私は、昭和61年4月ごろに、市役所から郵送されてきた未納の案内及びその後、郵送されてきた2年分の納付書を持って、A市役所の国民年金課へ確認に行き、書類に何か記入した記憶がある。その時に、市役所の担当者から送付された納付書は、社会保険事務所（当時）から送られたものと聞き、その足でB社会保険事務所（当時）に行き、「2年分を一括で納付することができない。」と相談すると、担当者から一枚一枚になった納付書なので、毎月納付するように言われたこと、及び20歳になった時に納付義務が生じることを私が知らなかったことについて、犯罪者扱いされたことをよく覚えている。

その後、一週間以内に郵便局に行き、自分の預金から10万円ほど引き出して、社会保険事務所が送ってきた納付書の国民年金保険料のうち、まず10万円ほどを納付し、残りの保険料については、別に市役所から送られてきた納付書の保険料と併せて半年ぐらいの間に毎月1万円から1万5,000円ぐらいまでの保険料を、給料日後2日から3日以内に郵便局及び市役所の窓口、金融機関で納付した。また、賞与をもらった時は、通常の月より多い保険料を社会保険事務所の納付書で納付した記憶がある（申立期間①、②及び③）。

私は、厚生年金保険に加入するまでの間は、国民年金保険料の納付を一度も忘れたことがないのに、申立期間が未納とされていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年2月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、この時点において、申立期間②及び③の国民年金保険料は、現年度納付及び過年度納付することが可能である。

また、申立人は、A市役所から国民年金保険料の未納の案内が送付されてきた後、社会保険事務所から2年分の納付書が送付されてきたこと、及びその納付書を持って昭和61年4月ごろに同市及びB社会保険事務所に行ったと陳述していることから、この納付書は、申立期間②及び③を含む59年1月から61年3月までのものであったと推測され、59年1月から同年3月までの期間の保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認できることを踏まえると、申立人は、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が記憶する現年度分と過年度分の国民年金保険料を毎月納付したとする納付額は、申立期間当時の現年度分と過年度分の保険料を合わせて納付した場合の保険料額とおおむね一致している上、申立期間②及び③はそれぞれ12か月及び11か月と短期間であり、申立期間③直後の昭和61年4月以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している申立人が、申立期間②及び③の保険料を過年度納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年2月に払い出されていることから、この時点において、申立期間①は制度上、時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間①に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの期間及び同年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 5087 (事案 3313 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私の妻は、自宅を訪れた市の水道料金の集金人に勧められたことから、昭和 58 年 4 月ごろ、市役所の年金窓口で、申立期間に係る国民年金保険料を 1 年分まとめて納付した。その際、保険料については、市役所内の金融機関が時間外で閉っていたことから、ちょうど出くわした水道料金の集金人に年金窓口で手渡し、年金窓口の職員からは領収証を受け取った。

ねんきん特別便により、申立期間が未納とされていることを知り、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

しかし、私の妻は、当時、国民年金保険料を手渡したときの状況及び、名前は知らないものの保険料を手渡した集金人の顔をはっきりと覚えているので、今回、市役所を訪ね回るなどして、現在は退職しているこの元集金人を探し出して証言を求めた。元集金人は保険料を預かった記憶はないとしているが、市役所の年金窓口で保険料を納付したことは間違いないので、未納とされている年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持する国庫金納付書を見ると、金額は正しく記載されているものの、金融機関及び社会保険庁の控えを含め残存しているほか、領収書片に領収印が無く、国民年金保険料の納付に使用された形跡は見られない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、当初の決定後、i) 申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻に対して当委員会が実施した口頭意見陳述によると、申立人の妻は、保険料を手渡した集金人の顔を明確に覚えており、市役所を訪ね回るなどして、

その元集金人を特定したとしているところ、A市によると、申立人の妻が保険料を手渡したとして特定する人物は、申立内容のとおり、当時、水道料金の集金を担当する市職員であったとしている上、申立人の妻は、保険料を手渡したとする当時の年金窓口の配置を正確に記憶していることが確認できること、  
ii) 当該元市職員によると、「A市では、当時、市長が困っている市民をみつけたらこれを助けるように職員を指導していたことから、職員は市民への親切な対応を心掛けていたところ、本件について、申立人の妻から保険料を預かった記憶はないが、市役所の閉庁間際に申立人の妻に偶然出会い、保険料が支払えなかったとする申立人の妻を再度年金窓口案内し、どのような手続きは覚えていないが申立人の妻が窓口で手続を行っていたことを覚えている。」と陳述していることから、当該元市職員が申立内容のとおり保険料を預かったものとは確認できないが、申立人の妻が管轄外の当該元市職員から保険料の納付に当たって案内を受けたことは推測でき、市の年金窓口で保険料を支払う行為を行ったとする申立人の妻の主張には一定の信ぴょう性がうかがえる。

また、申立人の妻は、保険料の預り証として渡されたとして長期間にわたり、未使用の国庫金納付書を保管し、納付の証拠として今日に至って当委員会へ提出していることから、申立人の妻が、当該国庫金納付書を保険料の預り証と錯誤して持ち帰ったと考えるのが自然である上、管轄外の元市職員の案内を受けてまで再度年金窓口を訪れた申立人の妻が、申立期間の保険料を未納のままにしておくことは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳となるまでの期間について、申立期間の12か月を除き、未納期間は無く、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年6月まで

私は、昭和61年6月末に結婚してA市に転居したことに伴って、同年7月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、そのあと、加入手続と同日であったかどうかは覚えていないが、同市役所で、申立期間の国民年金保険料を納付した。

当時の納付額及び納付書の有無等、国民年金保険料の納付をめぐる記憶は定かでなく、申立期間に係る保険料の納付を裏付ける証拠となるものはないが、手元の国民年金手帳を見ると、私が昭和61年4月1日付けで初めて国民年金の被保険者になっていることが確認でき、加入しているのであれば、必ず保険料を納付したはずであることから、申立期間が未加入期間とされていることには納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号が昭和61年7月8日にA市で払い出されていることが確認できることから、申立人については、この時期に加入手続がなされたものと推認できるところ、このことは、同年7月ごろにA市役所で加入手続を行ったとする申立人の主張と一致する。

また、申立人の国民年金の資格記録についてみると、オンライン記録では、申立人は、昭和61年7月3日付けで初めて資格を取得したとされ、申立期間は未加入期間として認識されているが、その一方で、申立人が所持する年金手帳及び申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の記載では、申立人は、同年4月1日付けで資格を取得したとされており、申立期間は国民年金加入期間として認識されていることから、市と社会保険事務所（当時）間で、申立人の資

格記録の認識に対し相違が認められ、行政側の事務処理上に過誤が見受けられる。

さらに、申立人の国民年金被保険者資格の種別について、市の被保険者名簿からは、申立人が、昭和 61 年 4 月 1 日の資格の取得当初から国民年金第 3 号被保険者として認識されていることが確認できるが、オンライン記録によると、社会保険事務所においては、同年 9 月 2 日に申立人の第 3 号被保険者資格に係る入力処理が行われた際、申立人がその夫の加入する健康保険組合により健康保険上の被扶養者の認定を受けた日（昭和 61 年 7 月 3 日）をもって、第 3 号被保険者と認識されていることが確認できる。この場合、当時の国民年金施行規則上、社会保険事務所は、市区町村を通じて、被保険者に申立期間が第 3 号被保険者非該当期間となる旨を通知することとされていたため、昭和 61 年度当時、A 市が当該社会保険事務所からの通知によって、申立期間が第 1 号被保険者期間に該当することを再認識していた可能性は高く、同市から申立人に対し、申立期間に係る国民年金第 3 号被保険者非該当通知とともに、現年度保険料納付書の交付がなされていたとしても不自然ではないことから、申立人が、この納付書の交付に応じ、3 か月と短期間である申立期間に係る国民年金保険料を納付した可能性は否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月

結婚後の昭和57年6月ごろ、夫が市役所で私の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料についても、夫が、夫の勤務先に来ていた集金人に納付していた。

申立期間の1か月間のみが未納とされていることは考えられないので、よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和57年6月ごろに国民年金に任意加入するとともに、結婚前の強制加入期間である同年3月までさかのぼって国民年金保険料を納付していることから、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の夫は、勤務先に来ていた集金人に申立人の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立期間当時、申立人の住所地の市役所では、集金人制度が存在し、保険料の納付単位が基本的に3か月単位であることが確認されている上、申立期間前後の保険料については、現年度により納付済みであることなどを踏まえると、申立期間の1か月間のみが未納となることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から同年6月まで

私は、A市B区に転入した平成13年4月に、免除申請書を区役所へ郵送したが、承認されたという回答がないことから、区役所に出向いたところ、窓口では「よく分からない。」との返答であったので、確認のために再度申請書類に記入して提出したことを覚えている。

しかし、今回の「ねんきん特別便」を見て、申立期間の3か月間が免除期間とされていないことを初めて知り納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年11月から、申立人が会社に就職する直前の13年10月までの申立期間を除く約6年間は、前後の期間を含めてすべて免除期間となっている上、会社を退職後の国民年金への切替手続を適切に行うとともに、切替直後の第1号被保険者期間の国民年金保険料を完納していることから、申立人の年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、平成7年11月以降の免除期間において、A市B区に転入するまで住所を3回変更しているところ、申立人のオンライン記録によると、それぞれの転入時に遅滞なく申請免除手続が行われているほか、A市では、郵便による免除申請書の受け付けが可能であることが確認されていることなどを踏まえると、申立人が同区に転入した平成13年4月当時において、申立内容のとおり、申立期間及びその直後の期間を含めて免除申請していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から7年3月まで

申立期間当時、学生で無収入のため、母がA市B区役所で私の免除申請手続きをしようとしてくれたが、母に収入があり免除できないと言われた。そのため、国民年金加入手続のみを行い、後日、母が納付書により金融機関で申立期間の国民年金保険料を一括で納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料月額は1万1,000円ぐらいで、6か月分又は7か月分まとめて納付したと思うと母は証言している。

申立期間直後の平成7年4月から同年12月までの期間及び9年7月から10年3月までの期間の国民年金保険料を免除申請した時は受理されており、その時の国民年金保険料免除申請承認通知書のはがきは両期間とも今も所持しているが、申立期間の通知書についてはもらったことがない。

私のねんきん特別便には、国民年金被保険者資格の取得日が、誤って平成9年7月8日とされており、申し出ることにより6年9月8日に変更してもらったが、ほかにも記録管理が適正に行われているとは思えない。

申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申請免除期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、平成6年9月9日から7年1月5日までの間に払い出されたと推認され、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人の国民年金の加入手続、免除申請手続及び国民年金保険料の納付を担っていた申立人の母親は、申立期間に係る免除申請について、区役所窓

口で認められないと言われたため、国民年金の加入手続のみを行い、その後、送付された納付書により金融機関で国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、免除申請手続の有無にかかわらず、加入手続を行った被保険者に対しては、年度末までの納付書が送付されることが通例であることから、申立人の母親は、納付書が送付されたことにより、申立期間の保険料を納付することは可能であったと考えられる。

さらに、申立人は、納付した国民年金保険料月額が、1万1,000円ぐらいであったと申し立てているところ、申立期間の保険料月額は1万1,100円であり、金額がおおむね一致する。

加えて、オンライン記録を見ると、申立人の母親は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されてから現在に至るまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付及び免除申請しているほか、平成12年4月以降の保険料は前納するなど、国民年金に対する関心及び納付意識の高さがうかがえる。

以上のことから、国民年金への関心及び納付意識の高い申立人の母親が、申立人の申立期間の国民年金保険料の免除申請が認められないと判断し、送付された納付書により保険料を納付した可能性を否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 2 日から 42 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した約7か月後の昭和43年2月6日に支給決定されているところ、申立人は、その約1か月後の同年3月9日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けて国民年金に加入しており、国民年金保険料については、厚生年金保険被保険者資格の喪失時（昭和42年8月）まで遡及して納付している上、加入後60歳に到達するまで未納期間が無く（第3号被保険者期間を含む）、年金に対する意識の高さがうかがえることから、申立人が、申立期間当時に脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員16人について、脱退手当金支給記録を調査したところ、受給者は申立人を除き3人見られるところ、これらの者に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるが、申立人に係る同被保険者原票には、「脱」の表示は無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成17年1月から同年8月までは18万円、同年9月から18年2月までは17万円、同年3月から19年8月までは30万円、同年9月から20年1月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月9日から20年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低額で記録されていることが分かった。

給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成18年3月から同年11月までの期間、19年1月から同年3月までの期間及び同年7月から20年1月までの期間については、申立人提出の給与明細書の保険料控除額から、18年3月から同年11月までの期間、19年1月から同年3月までの期間、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月から20年1月までの期間は28万円とすることが妥当である。



また、申立期間のうち、平成18年12月及び19年4月から同年6月までの期間については、申立人は給与明細書を所持していないものの、当該期間を除く、18年3月から20年1月までの期間に係る申立人保管の給与明細書を見ると、保険料控除額が同額（2万1,432円）であることが確認できることから、18年12月及び19年4月から同年6月までの期間についても、同額の保険料が控除されていたと推認され、一方、同期間の給与支給額は、約35万円から38万円であることから、当該期間に係る申立人の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成17年1月から18年2月までの期間についても、申立人は給与明細書を所持しておらず、前後の期間の給与明細書から控除額等を推認することも困難であるが、B市発行の申立人に係る平成18年度及び19年度の市・県民税証明書の社会保険料控除額から、平成17年1月から同年8月までは18万円、同年9月から18年2月までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち、平成17年1月から20年1月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したが回答が得られないものの、申立人提出の給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）の記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年12月から16年12月までの期間については、給与明細書等の関連資料が無いことから、当該期間の保険料控除額及び報酬月額が確認できない。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、昭和62年10月1日から平成17年1月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、2年1月から同年3月までは17万円、同年4月から3年7月までは20万円、15年4月は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年12月13日について、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月1日から平成17年1月1日まで  
② 平成15年12月13日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額について、実際の支給額より低額で記録されていることが分かった。

また、申立期間②については、賞与の記録が無いことが分かった。

給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報

酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成2年1月から同年3月までは17万円、同年4月から3年7月までは20万円とすることが妥当である。

また、平成15年4月については、申立人提出の給与明細書及びA社が保管する賃金台帳から確認できる報酬月額から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料を保存していないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和62年10月、平成3年8月から6年2月、同年5月から同年7月、同年9月から7年1月、同年3月から15年3月までの期間及び同年5月から16年12月までの期間については、申立人提出の給与明細書を見ると、その保険料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている申立人に係る標準報酬月額と一致するか又は同記録より低額であることが確認できる。したがって、特例法の趣旨から、当該期間の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和62年11月から平成元年12月までの期間、6年3月、同年4月、同年8月及び7年2月については、給与明細書等の関連資料が無いことから、当該期間の保険料控除額及び報酬月額が確認できない上、このほかに、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人提出の賞与明細書及びA社が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間において、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の賞与額を社会保険事務所へ届け出ていなかったことから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年12月13日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年1月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から同年12月までは120円、20年1月から同年12月までは140円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年1月30日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間について、厚生年金保険被保険者資格の取得日は確認できるが、喪失日は不明であるとの回答を受けた。申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する複数の元同僚が申立期間に被保険者であったことが確認できることから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。しかし、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、前述の被保険者名簿に、被保険者資格の取得日が昭和19年6月1日と記録されているものの、その喪失日が記録されておらず、また、オンライン記録では、資格取得日が同年10月1日と記録されているが、資格喪失日の記録は無く、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていない。

一方、A社保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を見ると、申立人の被保険者資格の喪失日は、昭和21年1月30日と記載されていることが確認できる上、同喪失届において、申立人と同日に被保険者資格を喪失している元従業員に係る前述の被保険者名簿を見ると、資格喪失日は符合している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年1月30日に被

保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は19年10月1日、喪失日は21年1月30日であると認められる。

なお、前述の被保険者名簿において、申立人が昭和19年6月1日に資格を取得していることが確認できるところ、同年6月1日から同年10月1日までの期間については、保険料の徴収が行われない厚生年金保険制度発足前の準備期間に当たるため、当該期間については、制度上、保険給付の計算の基礎とはならない。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿の記録から、昭和19年10月から同年12月までは120円、20年1月から同年12月までは140円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月30日から同年10月1日まで

社会保険事務所(当時)に船員保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社の船員から陸上社員へ身分が変わった時期であるが、同社に継続して勤務していたので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の労働者名簿並びに同社の総務担当者及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和40年10月1日に船員勤務から陸上勤務に異動)、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和40年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和60年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年6月21日から同年7月21日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社からグループ会社であるC社（現在は、B社）に転籍した時期であり、両社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社の労働者名簿及び同社提出の在籍証明書等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和60年7月21日にA社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、B社保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書からも、事業主が申立人の資格喪失日を昭和60年6月21日と社会保険事務所に届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月1日から48年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を46年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年10月から47年6月までは6万円、同年7月から48年3月までは7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月31日から48年4月1日まで

私は、昭和41年11月1日にB社に入社、45年にA社に異動したが、62年1月15日に退職するまで同一グループ企業内で継続して勤務していた。

しかしながら、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元事業主及び複数の同僚の陳述並びに申立人提出の商品購入時の割賦購入契約書(契約日は、昭和46年6月27日)には、連帯保証人としてA社の元事業主の氏名が記載されており、購入者との関係は雇用関係と記載されている上、当該契約書に記載されている申立人の勤務先所在地などは、C市に所在した同社の所在地と符合していることなどから判断すると、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる以前から、同社に継続して勤務していたことが推認される。

また、A社のC市に所在した同社支店において申立人と同時期に勤務したとする同僚は、「当時、申立人はA社の支店の責任者であった。また、同支店に勤務していたのは申立人を含め3名であった。」旨の陳述が得られたほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同支店に勤務していた



申立人を除く2名は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和46年10月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記同僚は、「申立人は、社長からの信頼が厚く、社長と行動をともにすることが多かったと記憶している。また、申立期間も申立人の業務内容及び勤務形態は記録のある申立期間後と変化はなかった。」とも陳述しており、このほか、A社が厚生年金保険の適用事業所となった時点において、申立人を厚生年金保険に加入させなかった特段の事情はうかがえない。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月1日から48年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和46年10月から48年3月までの標準報酬月額については、申立人と同時期に勤務し、同質の業務に従事していた同僚の社会保険事務所の記録から、46年10月から47年6月までは6万円、同年7月から48年3月までは7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間における厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主による申立てどおりの資格取得届並びに申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和48年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る46年10月から48年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年10月31日から46年10月1日までの期間について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同じく45年10月31日に被保険者資格を喪失している者が申立人以外にも3人確認でき、当該3人の同僚は、いずれもA社が厚生年金保険の適用事業所となった46年10月1日に同社において被保険者資格を取得するまでの期間は、被保険者期間に空白が生じていることが確認できる。

また、B社は昭和51年5月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に亡くなっているため、申立人の45年10月31日から46年10月1日までににおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿から申立期間当時に加入記録が確認できる同僚を抽出調査したが、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について、当時の事情を明らかとする具体的な陳述を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検

索を行ったが、申立人の当該期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和45年10月31日から46年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年4月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から11年4月1日まで

社会保険事務所の記録では、平成7年4月1日から11年4月1日に係る標準報酬月額が36万円になっているが、4年1月にA社に入社して以来53万円以上の給与が支給されていたはずであるので、申立期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、平成7年12月5日付けで、同年4月1日にさかのぼって36万円に引き下げられ、申立人がA社において資格を喪失した日まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、A社において勤務していた5名の同僚についても、申立人と同様に、平成7年12月5日付けで、同年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額訂正が行われている。

このことについて、申立期間当時、A社の役員であった者からは、「当時、A社は、経営に行き詰まり、社会保険料の納付を遅延していた。」旨の陳述が得られた。

さらに、商業登記簿によると、申立人は、平成7年4月20日から11年10月27日までの期間についてA社の役員であったことが確認できるものの、「私は、申立期間当時、B職であったため、社会保険事務については関与していない。」旨陳述しているところ、申立人は、役員在任中の申立期間当時も、雇用保険の被保険者であったことが確認できる上、複数の同僚からも、「申立人

は、A社における社会保険関係手続には関与していなかった。」旨の陳述が得られた。

加えて、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理が行われた平成7年12月5日に、同年10月の定時決定処理も行われ、36万円と記録されているところ、申立人と同様に、標準報酬月額が遡及して減額訂正されている上記の複数の同僚からは、「遡及訂正処理された平成7年12月5日の前後の期間を通じ、業務内容や勤務形態等に変化は無く、給与支給額が減額等された事実は無かったし、それ以降の8年10月1日までの間の給与支給額においても変化は無く、保険料控除額も、遡及訂正処理がされた7年12月までの以前の期間を含めずと同額であったと記憶している。」旨の陳述が得られたほか、かかる遡及訂正処理が事実在即した合理的なものであったとする事情は見当たらない。

これらを含めて総合的に判断すると、平成7年12月5日に行われた同年4月1日に遡及しての減額訂正処理及び同年10月の定時決定処理については、事実在即したものとは認められず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間のうち、同年4月1日から8年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た記録から、53万円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、平成8年10月1日から11年4月1日までの期間については、8年10月及び9年10月の定時決定に係る報酬月額算定基礎届は、いずれも適切な時期に提出され決定（いずれも36万円）されており、当該決定については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、当該期間に係る厚生年金保険料の控除についてA社の事業主及び事務担当者に事情照会をしたものの、いずれからも回答は得られず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人及び同僚は、当該期間について、給与明細書等を所持していないため、申立人の住所地において社会保険料控除額を確認できる住民税課税資料等についても調査したものの、保存年限を過ぎているため確認することができず、申立人が主張する給与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成8年10月1日から11年4月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年6月25日から同年7月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を同年6月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月18日から24年2月20日まで  
② 昭和27年6月25日から同年7月8日まで

夫は、昭和17年9月26日にA社に入社し、45年10月まで同社に継続して勤務した。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無い。

夫は昭和28年9月8日には、A社から勤続10年の感謝状を受けているので、申立期間①及び②も勤務していたことは明らかである。

これら申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の妻提出の辞令及びB社提出の社員名簿等の記録から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和27年6月25日にA社D支店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和27年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務していたと申し立てているところ、申立人提出の「勤続10年感謝状」、在籍者名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社E支店に在籍していたことがうかがえる。

しかしながら、B社提出の「社員名簿」によると、申立人は、昭和22年8月20日付けで依願解<sup>よう</sup>傭により退職慰労金及び特別手当が支給されている上、24年1月4日にはA社F職として復職したとの記載が確認できることから判断すると、申立期間とほぼ重なる期間において、申立人の雇用上の身分に変動が生じ、継続して勤務していなかったものと考えられる。

また、B社は、上記の「社員名簿」以外に資料は無く、当時の状況は不明であると回答しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、A社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、加入記録がある同僚を抽出して調査したものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な陳述は得られず、確認することはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、当該期間のうち、平成3年2月は20万円、同年3月は19万円、同年4月は20万円、同年5月は16万円、同年6月は20万円、同年7月及び同年8月は17万円、同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月は24万円、同年12月は20万円、4年2月から同年4月までは24万円、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は16万円、同年9月は15万円、同年10月から同年12月までは19万円、5年1月から同年3月までは18万円、同年5月は15万円、同年6月は20万円、同年7月及び同年8月は18万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月は19万円、同年12月は22万円、6年1月は16万円、同年2月は22万円、同年3月は20万円、同年4月から同年6月までは22万円、同年7月は20万円、同年8月は16万円、同年9月は20万円、同年10月は18万円、同年11月及び同年12月は19万円、7年2月は20万円、同年4月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から7年10月26日まで

ねんきん定期便より、A社で派遣社員として勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と比較して低く記録されていることが分かった。

申立期間の給与支払明細書を提出するので、保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」

という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書の保険料控除額又は報酬額から、当該期間のうち、平成3年3月は19万円、同年4月は20万円、同年5月は16万円、同年6月は20万円、同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月は24万円、同年12月は20万円、4年2月から同年4月までは24万円、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は16万円、5年5月は15万円、同年6月は20万円、同年7月及び同年8月は18万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月は19万円、同年12月は22万円、6年1月は16万円、同年2月は22万円、同年3月は20万円、同年6月は22万円、同年7月は20万円、同年8月は16万円、同年9月は20万円、同年10月は18万円、同年11月及び同年12月は19万円、7年2月は20万円、同年4月は19万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成3年2月、同年7月及び同年8月、4年9月から5年3月までの期間、6年4月及び同年5月については、給与支払明細書の提出が無い場合、保険料控除額及び報酬額、またはそのいずれか一方が確認できないが、前後の期間の給与支払明細書で確認できる保険料控除額又は報酬額から、3年2月は20万円、同年7月及び同年8月は17万円、4年9月は15万円、同年10月から同年12月までは19万円、5年1月から同年3月までは18万円、6年4月及び同年5月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年1月、5年4月、7年1月、同年3月及び同年5月から同年9月までの期間については、給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べて低額又は同額であることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月22日から同年7月19日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和39年7月18日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び同社人事担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社で継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「退職者名簿により、申立人が昭和39年7月まで在籍していることが確認できるので、申立期間の保険料は控除されていたものと考えられる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年5月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和20年11月1日、資格喪失日は23年8月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月1日から23年8月1日まで

私は、昭和20年11月1日から23年7月31日までの期間、A社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、20年11月1日に資格を取得しているものの、資格喪失日が不明であるため、年金額には反映できない旨の回答を受けた。納得できないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「兄の法要を昭和23年7月に行った後、A社を退職し、その1か月後にB社に入社した。」と陳述しているところ、その陳述は鮮明かつ具体性があり、申立人が主張する厚生年金保険被保険者の資格喪失日とおおむね符合することから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録により、基礎年金番号に未統合となっている申立人と氏名及び生年月日が一致する厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、当該未統合記録においては、昭和20年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録は確認できるものの、資格喪失日に係る記録は無い。

さらに、上記の被保険者名簿及び被保険者台帳によると、複数の同僚についても、当該事業所における資格喪失日の記載が無いことから、社会保険事務所の記録の管理が適切に行われていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和20年11月1日、資格喪失日は23年8月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年4月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月29日から同年6月15日まで

私は、高校を卒業後、昭和44年4月1日にB社に入社し、48年4月21日に退職するまで、同社及び同社の関連会社であったA社の支店に勤務していた。

しかしながら、社会保険庁（当時）の記録では、A社C支店で勤務していた昭和45年4月29日から同年6月15日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

給与明細書などは処分して残っていないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社で継続して勤務し（昭和45年4月29日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年6月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成元年5月19日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年6月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月19日から同年6月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社で勤務中の厚生年金基金の加入記録が有り、厚生年金保険料も控除されていたため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が加入しているB厚生年金基金の加入員記録により、申立人は申立期間においてA社で勤務していたことが認められる。

一方、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらないところ、上記B厚生年金基金提出の申立人に係る加入員記録によると、申立人は平成元年5月19日に加入員資格を取得し、同年6月1日に同資格を喪失したと記録されている。

また、A社は、「申立期間当時の社会保険事務所及び厚生年金基金に対する被保険者資格の得喪の届出については、複写式の届出様式を使用していた。」と回答している。

これらを含めて総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成元年5月19日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年6月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員記録から、15万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年2月10日に、資格喪失日に係る記録を同年12月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月10日から同年12月30日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の記録が無い旨の回答を受けた。同社には、夫婦で住み込みで勤務し、妻には被保険者記録が有ることから、私についても被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の陳述等により、申立人が申立期間において、同社に夫婦で住み込みで勤務していたことが推認できる。

また、当該複数の同僚によると、「A社は、男女を問わず、全員が本雇い(正社員)であり、全員が厚生年金保険に加入していたはずである。」旨の陳述を得たところ、当該複数の同僚が記憶している当時の同社の従業員数と、社会保険事務所の記録上の被保険者数はおおむね一致していることから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

さらに、上記の複数の同僚からは、「申立人夫婦は一緒に入社し退社した。夫婦一緒に勤務していたのに、奥さんにだけ記録があって、申立人に記録が無いのはおかしい。」、「当時、一緒に働いていた男性従業員にはA社での記録があり、年金を受給していると聞いているので、申立人も加入しているはずである。」等の陳述が得られたところ、申立人の妻の被保険者記録を見ると、申立

期間はA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚に係る昭和33年10月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に亡くなっているため、申立期間当時の状況は不明であるものの、申立期間の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年2月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和32年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月20日から同年8月5日まで

私は、昭和30年3月16日から平成3年11月30日までA社で継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、厚生年金保険の加入期間のうち、申立期間に係る記録が確認できなかった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の個人情報リスト及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和32年7月20日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和32年8月の社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年12月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月8日から18年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成17年12月8日から18年1月1日までの期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間は間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の出勤表及び賃金台帳から、申立人は申立期間も同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る賃金台帳において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に誤りがあったとしていることから、事業主は平成18年1月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る17年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和18年12月1日、資格喪失日は20年8月15日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年12月から19年2月までの期間は30円、同年3月から20年7月までの期間は40円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年12月1日から20年8月15日まで  
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、昭和18年12月1日から20年8月15日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、私は、昭和18年12月1日にA社C支店から同社B支店に転勤し、終戦のころまで同社B支店に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、申立人は、昭和18年4月5日にA社C支店での厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月1日に同社C支店での被保険者資格を転勤を理由として喪失後、同年12月（日付の記載はなし）に同社B支店での被保険者資格を取得し、19年3月（日付の記載はなし）に標準報酬月額の月額変更が行われた記録が確認できるものの、同社B支店での資格喪失日に係る記録が確認できない。

しかし、A社C支店に係る労働者年金保険被保険者名簿から、申立人の被保険者資格の取得日と同日の昭和18年4月5日に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人と同様、同年12月1日に同支店において被保険者資格を喪失後、同年

12月（1日又は日付の記載はなし）に同社B支店での被保険者資格を取得し、19年3月（1日又は日付の記載はなし）に標準報酬月額月額変更が行われている記録のみが確認でき、同社B支店での資格喪失日の記録が確認できないにもかかわらず、当該同僚に係るオンライン記録では、同社B支店での資格取得日は18年12月1日、資格喪失日は20年8月15日ないし同年8月31日となっていることが確認できる。

また、申立人は、A社B支店における仕事内容、所属部署、同僚の氏名及び終戦前の空襲の状況等を具体的に陳述しており、当該陳述内容は、同僚の陳述及び文献の内容とも符合し、不自然な点も見られないことから、申立人は、上記同僚と同様、申立期間において同社B支店に勤務していたことが推定できる。

さらに、D年金事務所は、「A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、戦災により焼失したことから、当該被保険者名簿の復元を行ったが、同名簿は完全に復元されたものではないと考えられる。」としている上、現存するA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、上記同僚の氏名は確認できないことから、被保険者名簿の復元が十分に行われなかったことがうかがえる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言うべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続して勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和18年12月1日、資格喪失日は20年8月15日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、昭和18年12月から19年2月までの期間は30円、同年3月から20年7月までの期間は40円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が紛失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年9月1日までの期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められること、及び同年9月1日から22年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年4月1日）及び資格取得日（昭和22年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、20年4月から21年3月までの期間は80円、同年4月から22年5月までの期間は150円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和20年9月から22年5月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和25年8月3日から同年9月10日までの期間及び28年11月1日から29年2月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を25年8月3日に、同社本店における資格取得日に係る記録を28年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和25年8月及び28年11月から29年1月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から22年6月1日まで  
② 昭和25年8月3日から同年9月10日まで  
③ 昭和28年11月1日から29年2月26日まで

年金事務所の記録では、私の夫がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③が厚生年金保険の未加入期間となっている。

私の夫は、転勤は多かったが、申立期間を含めて、D職としてA社に継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めて

ほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、年金事務所の記録では、A社B支店において昭和20年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年4月1日に資格を喪失後、22年6月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社から提出された在職証明書及び経歴書等から判断すると、申立人は、申立期間に同社B支店に在籍していたことが認められる。

また、E県が保管する「履歴書」から、申立人は、昭和20年1月10日に軍隊に召集され、同年8月31日に除隊したことが確認できるところ、当時の厚生年金保険法第59条の2では、19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が軍隊に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人は、申立期間①のうち、昭和20年4月1日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

また、申立期間①のうち、昭和20年9月1日から22年6月1日までの期間について、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間の同社B支店での在籍が確認でき、申立人と同期に入社した同職種とする同僚は、「申立人は、兵役期間後に復職し、A社B支店に継続して勤務していたと思う。また、同支店に在籍期間中の申立人の業務内容及び雇用形態に変更は無かった。」旨陳述している。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間の同社B支店での在籍が確認できる経理事務担当者とする同僚は、「A社B支店の従業員の給与計算は、同支店で行っていた。申立人の業務内容や雇用形態に変更が無ければ、給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和20年9月1日から22年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和20年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年4月から21年3月までの期間は80円、申立人と同期入社で同職種の同僚の標準報酬月額の記録から、同年4月から22年5月までの期間は150円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る昭和20年9月から22年5月までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る20年9月から22年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び③について、雇用保険加入記録、A社から提出された在籍証明書及び経歴書から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和25年8月3日にA社B支店から同社C支店に異動、28年11月1日に同社F支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和25年9月及び同社本店における29年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②及び③の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月1日に、A社における資格喪失日に係る記録を50年2月1日に、C社（現在は、D社）における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、41年1月から同年7月までは4万8,000円、50年1月及び同年4月は16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和41年1月から同年7月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和50年1月及び同年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月2日から同年8月1日まで  
② 昭和50年1月31日から同年2月1日まで  
③ 昭和50年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和39年8月21日から平成7年5月31日までH社の関係会社であるA社及びC社に継続して勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間の一部（申立期間①及び②）及びC社に勤務した期間の一部（申立期間③）が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社提出の申立人に係る社員名簿、申立人提出の退職金明細書及び雇用保険加入記録等から判断すると、申立人は、申立期間を含めてE社の関係会社であるA社及びC社に継続して勤務し（昭和41年8月1日にA社B支店から同社本社に異動、50年2月1日に同社本社からC社（F支店）に移籍、同年5月



1日に同社（F支店）から同社G支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和40年12月の社会保険事務所（当時）の記録から4万8,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における49年12月の社会保険事務所の記録から16万円、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のC社における50年3月の社会保険事務所の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及び同社B支店は、既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明であるため、申立期間当時の状況は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明であるため、申立期間当時の状況は不明であるものの、事業主が資格喪失日を昭和50年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立人の申立期間③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、D社は、事務処理過誤により申立人の資格喪失日を昭和50年4月30日として届け出たことが考えられるとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月25日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月25日から同年11月1日まで  
② 昭和62年12月30日から63年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち申立期間①の加入記録が無く、また、C社で勤務した期間のうち、申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。A社には昭和39年4月から同年12月まで継続して勤務しており、また、C社には60年7月から62年12月末まで勤務したので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の陳述から判断すると、申立人は申立期間も同社で継続して勤務し(昭和39年11月1日にA社B支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和39年10月の定時決定の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判

断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、申立期間もC社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社の事業を承継するE社は、「当社は、昭和63年4月にC社を合併しているが、合併前に同社を退職している者に関する資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は不明である。」と陳述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、C社を昭和62年12月29日付けで離職しており、厚生年金保険の記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和26年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

また、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月2日から28年10月17日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。夫は同社には、昭和17年9月から58年4月まで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の退職者一覧台帳、雇用保険の記録並びに事業主及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社で継続して勤務し（昭和26年9月2日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和28年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、事業主による申立てどおりの資格取得届並びに申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいず

れの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 28 年 10 月 17 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 26 年 9 月から 28 年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年1月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月19日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与明細書を提出するので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書、事業主及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、《申立期間》（別添一覧表参照）に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、《申立期間》（別添一覧表参照）は《標準賞与額》（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間： 《申立期間》（別添一覧表参照）

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に未届となっているが、A社保管の月額給与一覧表によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の月額給与一覧表により、申立人は、《申立期間》（別添一覧表参照）に支給された賞与において、《標準賞与額》（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る《申立期間》（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
8449	男		昭和31年生		平成17年12月15日 平成18年7月29日	68万円 67万円
8450	男		昭和44年生		平成17年12月15日 平成18年7月29日	46万円 46万円
8451	男		昭和26年生		平成17年12月15日 平成18年7月29日	40万円 40万円
8452	男		昭和40年生		平成17年12月15日 平成18年7月29日	42万円 42万円
8453	男		昭和45年生		平成17年12月15日 平成18年7月29日	33万円 33万円
8454	男		昭和30年生		平成17年12月15日 平成18年7月29日	35万円 35万円
8455	男		昭和49年生		平成17年12月15日 平成18年7月29日	33万円 31万円
8456	男		昭和33年生		平成17年12月15日	30万円
8457	男		昭和52年生		平成17年12月15日 平成18年7月29日	30万円 30万円
8458	女		昭和50年生		平成17年12月15日	18万円
8459	男		昭和49年生		平成17年12月15日 平成18年7月29日	36万円 34万円
8460	男		昭和41年生		平成17年12月15日	35万円
8461	男		昭和54年生		平成17年12月15日 平成18年7月29日	26万円 26万円
8462	男		昭和52年生		平成17年12月15日 平成18年7月29日	29万円 27万円
8463	男		昭和55年生		平成17年12月15日 平成18年7月29日	28万円 28万円
8464	女		昭和59年生		平成17年12月15日 平成18年7月29日	18万円 18万円
8465	女		昭和59年生		平成17年12月15日	18万円
8466	女		昭和53年生		平成17年12月15日 平成18年7月29日	18万円 18万円



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から平成2年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から平成2年4月まで

大学を卒業後に就職した会社には社会保険が無かったので、父親が、「障害を負うようなことがあると何の補償も無いから」と言って、国民年金に加入してくれた。自身で国民年金保険料を納付したことは無いが、父あるいは母が保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学卒業後の昭和57年4月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、申立人のオンライン記録によると、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールによりすべて確認し、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、大学卒業時に、申立人の父が申立人に係る国民年金の加入手続きを行い、父あるいは母が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずだと陳述しており、申立人自身は直接関与していない上、申立人の両親は既に死亡しているため、申立期間当時の加入及び納付の状況は不明である。

加えて、オンライン記録によると、申立人の両親は、申立期間当時、既に60歳を超えていたため、自身の国民年金保険料を納付していない。

また、申立期間は8年以上に及び、このような長期間にわたり、申立人の納

付記録が毎回連続して欠落することは考え難いほか、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から平成4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から平成4年4月まで

昭和59年5月に勤務先を退職し、すぐにA市B区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。同区役所の窓口で、国民年金の記号番号は、厚生年金保険被保険者の記号番号で大丈夫か尋ねたところ、大丈夫と言われ、その場で、1か月分の国民年金保険料を納付し、翌月分からは、送付されてきた納付書で毎月月末にC銀行又はD銀行で保険料を納付した。また、時期は覚えていないが、途中からは、D銀行の口座振替で保険料を納付したと思う。

平成4年に国民年金から厚生年金保険に切り替わったとき、国民年金保険料を納付しすぎていたので、1か月分の保険料(約9,000円)を払い戻してもらった。B区役所で、銀行振込だと時間がかかると言われたので、同区役所に直接取りに行った。

申立期間の記録が無いこととされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年5月に国民年金に加入し、厚生年金保険被保険者記号番号を用いて申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、オンライン記録から、申立期間は、国民年金の未加入期間であることが確認できる上、制度上、厚生年金保険被保険者記号番号により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールによりすべて確認し、オンライン記録により各種の氏名検索も行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出

されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「国民年金加入時に、A市B区役所で、国民年金保険料として約9,000円を納付した。」と陳述しているが、昭和59年5月の保険料は6,220円であり、また、昭和59年度は四半期ごとの納付方式であったため、申立人が初めて納付すべき昭和59年5月及び同年6月の保険料の合計額は1万2,440円であることから、申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立人は、「平成4年5月に国民年金から厚生年金保険に切り替わったことから、就職後すぐにA市B区役所に出向き、同年5月（1か月分）の国民年金保険料約9,000円の還付を受けた。」と陳述しているところ、平成4年5月の保険料は9,700円であることから、金額はほぼ符合するが、オンライン記録を見ても、申立人に保険料を還付した記録は確認できない。

このほか、申立期間は8年に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年6月まで

私の国民年金の加入記録を見ると、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いが、平成2年7月に、A市役所において、自分で国民年金の加入手続をするとともに、申立期間の保険料を現金で納付した。

父から、国民年金の空白期間があってはいけないと言われていたこともあり、間違いなく納付したので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年7月に、A市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を現金で納付したと主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日及び国民年金保険料の収納日の記録から、申立人の手帳記号番号は、平成5年4月又は同年5月に払い出されたものと推認できる上、申立人のオンライン記録及びA市の国民年金の記録によると、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年4月21日に、初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできず、仮に加入期間であったとしても、当該手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は、平成2年7月に行ったとする国民年金の加入手続の際、A市役所の窓口にて、退職した事業所から受け取った年金手帳を提出したものの、当該手帳には何も記載されずに返却されたと陳述しているが、同市は、年金手帳を持参して国民年金の加入手続を行えば、国民年金手帳記号番号を採番の上、

年金手帳に当該番号を記載し、本人の希望があれば、氏名及び手帳記号番号等を電算入力して作成した納付書を交付していたとしており、申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人は、A市役所で納付した国民年金保険料額は、3か月分で5,000円から1万円ぐらいであったとしているが、申立期間当時の保険料は月額8,400円であり、申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立人が、申立内容のとおり、平成2年7月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から52年3月まで

私の国民年金の記録を見ると、申立期間の納付記録が無いが、申立期間当時、勤務していた事業所が厚生年金保険に加入していなかったため、当時の住所地であったA市において、自身で国民年金保険料を納付していた。

申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の住所地であったA市において、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかし、A市の国民年金被保険者名簿を調査したものの、申立人に係る記録は確認できず、申立人に係る戸籍の附票を見ると、申立期間の住所地はA市であり、申立人の陳述と符合するものの、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間当時の特殊台帳上の住所地は、申立人の両親の住所地であるB市C区及びD市となっていることから、申立人について、A市における国民年金の住所変更手続が適切に行われなかったものと考えられる。

また、申立人はA市において、国民年金と国民健康保険に同時に加入していたとしているが、同市は「当市には昭和20年代以降の国民健康保険の記録が残っているが、申立人に係る記録は無いため、申立人は当市では国民健康保険に加入していなかったとみられる。」旨回答している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を郵便局で毎月納付していたとしているが、A市は「申立期間当時、保険料は3か月分ずつの納付であった。」と回答しており、申立人の陳述と符合しない上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料納付額等の記憶も曖昧である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により氏名検索を行うとともに、当時の住所地における手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から平成2年1月までの期間又は同年10月から3年2月までの期間のうちの3か月間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から平成2年1月までの期間又は同年10月から3年2月までの期間のうちの3か月間

私は、加入時期ははっきり覚えていないが、平成元年から3年までの間にA市役所から国民年金加入の案内が来たので市役所の2階にある国民年金課の窓口に行って加入手続きをし、その年金課の窓口で何年何月分かは分からないが、昭和58年1月から平成2年1月までの期間又は同年10月から3年2月までの期間のうちの3か月間の国民年金保険料を納め、手書きの領収書3枚を受け取った。それなのに3か月間の納付記録が無いのはおかしい。

1か月の国民年金保険料額は1万3,300円ではっきり覚えているが、領収書は廃棄しており、加入時に国民年金手帳の交付を受けなかったので証明するものが無い。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市から国民年金の加入勧奨が来たため、国民年金の加入手続きを行い、その後、昭和58年1月から平成2年1月までの期間又は同年10月から3年2月までの期間のうちの3か月間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続き時期をみると、平成9年の基礎年金番号付番時点において、社会保険事務所（当時）は、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出しを確認できず、厚生年金保険被保険者資格を喪失した21年7月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得し、併せて住所変更したものとして同年8月24日に電算入力処理されていることがオンライン記録から確認できることから、同年7月及び同年8月の間に国民年金の加入手続きが行われ

たものと推定できる。この場合、加入手続時点において、昭和 58 年 1 月から平成 2 年 1 月までの期間及び同年 10 月から 3 年 2 月までの期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付できない。

このことは、申立人が、A 市において国民年金手帳の交付を受けておらず、同市の被保険者名簿及び収滞納一覧表が存在しないことと符合している。

また、申立人は国民年金の加入手続の際に納付した国民年金保険料の納付期間を記憶していない上、納付を示す関連資料を所持しておらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索等を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成19年10月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成19年10月まで

私は、申立期間のうち、昭和63年から元妻と離婚した平成9年ごろまでの国民年金保険料については、元妻が夫婦二人分の免除申請手続きをしてくれたと思うが、はっきりしない。

私は、申立期間のうち、元妻と離婚した平成9年ごろから、平成19年に会社に勤務するまでの国民年金保険料について、自身で免除申請手続きを行った記憶はなく、毎年自動更新されているものと思っていた。

私は、年金事務所で自身の国民年金記録を確認したところ、申立期間前の期間が免除記録であるのに、申立期間について、未納記録とされているので、もう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、元妻と離婚した平成9年ごろまでの期間の国民年金保険料については、元妻が免除申請手続きを行い、その後は自身で免除申請手続きを行っていないが、自動更新により保険料を免除されていたと申し立てている。

そこで、申立人及びその元妻の納付状況を見ると、申立期間以前の昭和55年1月から63年3月までの期間の国民年金保険料について、両人は免除申請が認められていることが確認でき、申立人の陳述どおり、その元妻が二人分の免除申請手続きを行っていたことが推定できる。

しかし、申立期間のうち、両人が離婚した平成9年7月の直前である同年2月（申立人の元妻は、平成9年3月に厚生年金保険の被保険者資格を取得）までの期間の国民年金保険料について、両人共に未納の記録となっている上、免除申請手続きを行っていたとする元妻への聴取ができなかったことから、当

時の免除申請手続の状況を確認できなかった。

また、申立人は、元妻との離婚以降、自身で毎年国民年金保険料の免除申請手続を行った明確な記憶がなく、継続して保険料の納付の免除を承認されるには、原則として毎年度免除申請の必要があるところ、申立人は、自動更新されると思っていたと陳述しており、免除申請を行っていたことを推定できない。

さらに、申立期間は19年7か月と長期間であり、社会保険事務所（当時）及び市が事務的過誤を繰り返したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から39年4月までの期間、同年7月及び同年8月、同年9月から40年9月までの期間、同年10月から41年2月までの期間、同年3月から同年10月までの期間及び43年1月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から39年4月まで  
② 昭和39年7月及び同年8月  
③ 昭和39年9月から40年9月まで  
④ 昭和40年10月から41年2月まで  
⑤ 昭和41年3月から同年10月まで  
⑥ 昭和43年1月から47年3月まで

私は、申立期間①、②及び④の国民年金保険料については、A市で同居していた姉に私の給料を渡し、お金の管理をしてもらっていたので、その姉から弟である私の分もまとめて国民年金の加入手続及び集金人に対する保険料の納付をしてもらっていたと思う。

申立期間③及び⑤については、B市で両親が納付してくれていたものと思う。その両親は既に死亡しており、詳細については分からないが、両親は国民年金保険料を納付していたし、私の給料を両親に預けていたので、私の保険料も納付してくれていたと思う。

申立期間⑥については、昭和42年12月にB市役所を退職した後、再度、妻子とA市に住むようになり、妻から集金人に納付してもらっていた。当時は妻よりも夫優先という時代に、妻は納付済みとされているのに、私は未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び④について、申立人は、A市で同居していたその姉が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も姉が納付していたと申

し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和47年6月ごろにB市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、また、申立人が初めて国民年金被保険者になった日は同年4月1日であることが申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から確認でき、申立内容と符合しない。さらに、申立期間は国民年金未加入期間であることから、申立人は国民年金保険料を、制度上納付できない。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の姉の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和44年7月17日であることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人とその姉が同居していた申立期間①、②及び④の当時、姉も国民年金未加入者であった。

申立期間③及び⑤について、申立人は、その両親がB市で国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、前述のとおり、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、申立人の両親は国民年金保険料を、制度上納付できない。

また、申立人の両親は既に死亡しており、当時の納付状況を確認できない。

申立期間⑥について、申立人は、その妻がA市で国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、前述のとおり、申立期間は国民年金未加入期間であることから、申立人の国民年金の加入時点において、申立人の妻は同期間の国民年金保険料を制度上納付することができない。

また、申立期間は合計で110か月に及ぶ長期間であり、社会保険事務所（当時）、B市及びA市において事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から12年6月までの期間及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月から12年6月まで  
② 平成12年7月

申立期間①については、平成8年6月に会社を退職後、私がA市役所B支所で国民年金の加入手続を行った後、納付書で国民年金保険料を納付した。

申立期間②については、平成12年7月に会社を退職後、私がA市役所B支所で国民年金の加入手続を行った後、納付書で国民年金保険料を納付した。

申立期間①及び②について未納とされているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、会社を退職後、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行った後、納付書で国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、オンライン記録から、平成20年9月1日に国民年金の第1号被保険者資格を取得するまで国民年金に加入した形跡が見当たらず、申立人が国民年金の加入手続を行ったとするA市においても、「申立人の国民年金被保険者名簿は無い。」と回答していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から12年2月までの期間及び13年4月から14年2月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月から12年2月まで  
② 平成13年4月から14年2月まで

私は国民年金に加入したことはなかったが、離婚して1年から2年たったころ、市役所から職員が来て国民年金の加入を勧めてくれた。母子家庭で国民年金保険料を納めることが困難であることを話すと、全額免除の申請をするように勧めてくれたので、市役所に行き加入手続及び免除の申請をした。

その後は、毎年、市役所から免除申請のお知らせが届いたので、平成16年10月に再婚して第3号被保険者になるまで全額免除の申請をした。

申立期間の記録が全額免除とされていないことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、離婚をして1年から2年たったころに国民年金の加入手続を行い、以後、平成16年10月に再婚して第3号被保険者になるまで継続して国民年金保険料の免除申請を行っていたと申し立てている。

申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、オンライン記録から、基礎年金番号の付番年月日が「平-11.9.14」、付番契機が「20歳到達」と記録されていることが確認できる。これについて、A年金事務所に照会したところ、「付番年月日時点において、年金に加入していることが確認できなかったため基礎年金番号が付番され、20歳までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得した。」との回答があった上、申立人の所持する年金手帳の記載も「平成11年9月14日交付」となっていると申立人が陳述していることから、申立人は、平成11年9月ごろ加入手続を行ったものと推定される。この場合、国民年金保険料の免除申請が可能な期間は、申請をした月の前月か



らその年度末までが対象となることから、申立人が加入手続を行った同年9月の時点において、申立期間①のうち、4年2月から11年7月までの保険料は、制度上、免除申請を行うことはできない。

また、加入手続時点において、申立期間①のうち、平成11年8月から12年2月までの国民年金保険料は免除申請が可能であるが、申立人の免除申請に関する記録を見ると、オンライン記録から、同年4月28日に、一括で申請可能な申立期間①直後の同年3月（平成11年度最終月）及び平成12年度の国民年金保険料について免除申請を行っていることが確認でき、それ以前に11年度の申請を行った形跡が見当たらないことから、申立期間①の保険料は免除されていなかったものと推測される。

申立期間②について、申立人の国民年金保険料の免除に関する記録を見ると、オンライン記録から、平成14年4月8日に申請可能な申立期間②直後の同年3月の免除申請を行うまで、平成13年度の免除申請を行った形跡が見当たらない。

また、平成14年8月26日に過年度納付書が発行されていることが確認できるところ、発行時期及び納付状況から申立期間②の過年度納付書であると考えられることから、申立期間②の国民年金保険料は免除されていなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行うことが可能な国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号について、オンライン記録により、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号の払出し又は基礎年金番号の付番が行われた形跡は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から同年11月までの期間、4年3月から5年1月までの期間、6年3月から同年10月までの期間及び7年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月から同年11月まで  
② 平成4年3月から5年1月まで  
③ 平成6年3月から同年10月まで  
④ 平成7年1月

独身のころで時期は覚えていないが、自宅に国民年金保険料の納付書が届いた。一括の納付書が1枚と分割になった納付書が4枚入っていたので、分割になった納付書を使い、自分で毎月納付したのを覚えている。

納付時期、納付期間及び国民年金保険料額は覚えていないが、必ず納めているので未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、独身のころ、自宅に送付された国民年金保険料の納付書を使って、申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の前後に国民年金手帳記号番号を取得した被保険者の資格取得の記録から、平成8年8月ごろであると推定される。このことから、加入手続を行うまでは、すべての申立期間は国民年金の加入期間として把握されていなかったことが分かり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、オンライン記録から、平成8年8月29日に申立期間①、②、③及び④の資格記録を追加していることが確認できる。この場合、記録追加時点において、申立期間①、②及び③のうち、6年3月から同年6月までの国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない。

さらに、申立期間③のうち、平成6年7月から同年10月までの期間及び申立期間④の保険料は過年度納付が可能であるが、オンライン記録を見ても過年度納付書が発行された形跡は見当たらない上、記録が追加された8年8月時点では、申立人は既に婚姻していることから、独身で実家に居たころ納付書が届いたとする申立人の陳述からは過年度納付した事情をうかがうことはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び53年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで  
② 昭和53年4月から58年3月まで

私が60歳になる少し前、私が経営していた店にA市役所の職員が訪ねてきた。その職員は、私が年金を受給するために不足している期間があり、その期間の国民年金保険料として5万円を今納付すれば、65歳になった時に年金を受け取ることができると言ったので、私は手元にあった現金からその金額を支払い、その場で領収書を受け取った。

当時、私が経営していた店の顧客の一人は、この件を覚えているので、その人から話を聞いてほしい。

年金受給権を確保できるよう市の職員に国民年金保険料を納付したが、私が納付した保険料額5万円がどの期間に充てられたか分からないので、未納期間とされている期間すべてを申し立てる。申立期間が未納とされ、年金受給権が確保されていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自分が60歳になる少し前に、市の職員から勧められて年金が受給できるように5万円の国民年金保険料を納付したのに、申立期間は未納とされ、年金受給権が確保されていないことは納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の納付状況をみると、オンライン記録から納付期間及び免除期間の合計が209か月であることが確認できる。申立人は、大正13年\*月生まれであり、受給権を確保するために228か月必要であるが、申立人が60歳になるまでの間に、市の職員から受給資格に満たないため国民年金保険料の納付を勧められたとしても不自然ではない。

しかし、受給権を確保するための国民年金保険料の納付期間に 19 か月不足している申立人が納付すべき保険料額は、申立期間②のうち、昭和 56 年 9 月から 58 年 3 月まで (19 か月) が 9 万 4,140 円であり、60 歳になる時期より少し前に保険料 5 万円を納付したとする陳述と符合しない上、申立人が昭和 59 年度当初の時点において、申立期間①及び②のうち、昭和 56 年 12 月以前の保険料については時効により納付することはできない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期 (昭和 59 年\*月より前) においては、申立期間の保険料は過年度保険料となり、過年度保険料は金融機関又は社会保険事務所 (当時) の窓口で取り扱われ、現年度保険料しか取り扱わない市は過年度保険料を収納しその領収書を発行しないため、受給権確保を目的として市の職員に保険料 5 万円を納付し、その領収書の交付を受けたとする申立人の陳述と符合しない。

さらに、受給権確保のため、申立人が時効制度に関係なく国民年金保険料を納付するには、昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで行われた特例納付制度によって可能であるが、当該期間においては保険料額が高額となる特例納付を行わずに、保険料額が低額となる現年度納付及び過年度納付により受給権確保は可能であった上、60 歳になる少し前に納付したとする申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したときに、その場に居合わせたとする申立人の知人から当時の事情を聴取したが、具体的な陳述を得ることはできない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から60年6月まで

私は、自宅の購入資金をA団体から借入れた際、借入条件として年金未納期間の国民年金保険料を納付する必要があったため、未納になっていた期間の保険料をさかのぼって全期間納付した。

年金手帳及び納付した際の領収証は見つかっておらず、証明することはできないが、申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を支払ったことは間違いないので、申立てを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の第3号被保険者の加入届出状況から、昭和62年8月25日から同年9月1日までに加入手続されたことが推認できる上、オンライン記録により、申立人は同年9月11日に申立期間直後の60年7月から同年9月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人は、A団体から資金融資を受けた時期を明確に記憶していないと陳述しているところ、同団体によると、申立人が同団体から資金融資を受けたのは平成4年12月\*日であり、その時点の借入れ要件は、i) 申込時に厚生年金保険に加入していて加入期間が3年以上あること、ii) 申込月の前月までの2年間は厚生年金保険の加入期間であるか又は国民年金保険料を納付していることであることから、申立期間の保険料を納付する必要はないことが確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて

視認したほか、氏名別読みによる各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 5104

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年3月まで

申立期間当時は厚生年金保険に加入していなければ、国民年金に加入しないといけないと思っていた。前職を平成6年12月に離職後、自宅に長方形の何枚かつづりの書類が届いたので、A市又は職場の近くの市役所の窓口でその書類に書かれていた金額を現金で支払った。確かに申立期間の国民年金保険料を納付しているので、よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格については、平成8年6月16日に初めて第1号被保険者資格を取得していることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であると考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続についての記憶がないほか、国民年金保険料の納付の契機となったのは前職離職後に自宅に届いた複数枚の長方形の用紙であり、当該用紙に書かれていた金額を納付したと陳述していることから、当該用紙は納付書であると考えられるが、加入手続を行っていないにもかかわらず、申立人に納付書が送付されることは考え難い。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から60年6月まで

私は、昭和56年10月にA市役所において国民年金の加入手続を行い、同年11月の結婚をはさみ現在まで継続して国民年金保険料を納付してきた。それなのに申立期間が未納とされているのは納得できない。

夫が昭和60年7月に国民年金の加入手続を行った際、私の国民年金手帳も社会保険事務所(当時)に持って行かれ、返してもらった時には日付がおかしかったことを覚えている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年7月に国民年金に強制加入した後、厚生年金保険の加入期間を経て、56年10月1日に再度国民年金に強制加入し、同年11月22日に任意加入に種別変更した後、58年2月25日に資格を喪失し、60年7月1日に再度国民年金に強制加入したことがオンライン記録により確認でき、これらの記録は、申立人が所持する年金手帳、A市が保管する申立人の記録及び申立人に係る特殊台帳の記録と一致していることから、申立期間は任意加入資格の喪失後の未加入期間となり、国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

なお、申立人は、任意加入資格の喪失届を自ら行った記憶はないとしているが、任意加入資格は、加入者自らが届出を行うこととされている。

また、申立人は、昭和57年度及び60年度の国民年金保険料納付通知書及び国民年金保険料領収証書を所持しているが、i) 58年度及び59年度の国民年金保険料納付通知書及び国民年金保険料領収証書を所持していないこと、ii) 57年度の国民年金保険料領収証書の昭和58年2月及び同年3月の欄には、領収印が押されていないこと、iii) 昭和60年度の国民年金保険料納付通知書は

昭和 60 年 8 月 2 日に発行され、同年 4 月から同年 6 月までの欄には、保険料を納付する必要がないことを示す「×××××」が表示されていることから、申立人は、申立期間の保険料を納付していなかったものと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、オンライン記録において、各種氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに該当期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年3月まで

制度上、学生が国民年金に加入しなければならなくなった時に両親からさかのぼって国民年金保険料を納付するべきだと言われ、母親が私に代わりA市役所において、さかのぼって加入手続をし、一括で保険料を納付したが、社会保険事務所(当時)の記録では平成元年2月から3年3月までの納付記録が無い。保険料を納付したにもかかわらず、記録が無いのは市役所の職員が搾取した可能性があり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生が国民年金に加入しなければならなくなった平成3年4月に申立人の母親がA市役所において加入手続を行い、元年2月までさかのぼり国民年金保険料を納付したとしているが、申立人に係る同市の被保険者名簿によると、3年4月25日に学生の強制加入被保険者として加入手続が行われ、学生を強制加入被保険者とする制度が開始された同年4月1日にさかのぼって被保険者資格を取得している旨記載されていることが確認できる。この場合、制度上、さかのぼって任意加入の資格を取得することはできず、申立期間の元年2月から3年3月までは任意未加入期間となるため、当該期間の保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月まで

私の夫は、兄の仕事を手伝うために、それまで勤めていた会社を昭和 58 年 6 月に退職した。その時、兄の会社はまだ厚生年金保険に加入していなかったため、すぐに夫婦で国民年金と一緒に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を同年 6 月から一緒に、期限内に納付してきた。私には、保険料を納めなかった覚えもないし、夫は、同年 6 月から保険料を納付している記録が有るのに、一緒に納めてきた私の記録だけ未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が退職してすぐに国民年金への加入手続を行ったとしているが、申立人が国民年金への加入手続を行った時点については、i) オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている強制加入被保険者の資格取得月がいずれも昭和 61 年 4 月であり、強制加入被保険者であるため加入手続時期からさかのぼって資格を取得したとしても、その加入手続時期は同年 4 月以降と考えられること、ii) 当時の申立人の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿によると、同年 4 月 22 日に同払出簿の記載が終了し、申立人の手帳記号番号は、記載されている最終番号以降の番号であることが確認できることから、同年 4 月以降であるものと推認でき、この時点以降では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、夫婦同時に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査によると、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は昭和 58 年 12 月 16 日に払い出されていることが確認できるものの、

その前後の連番を含めて同年11月から59年1月までの間に申立人の手帳記号番号の払出しは確認できず、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は34か月におよび、これだけの期間、反復的に事務処理の誤りが継続したとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から同年12月まで  
私は、昭和57年8月に会社を退職し、すぐに厚生年金保険から国民年金への変更手続を行うとともに、同年8月から国民年金保険料を期限内に納付してきたので、申立期間が未加入期間とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年2月に払い出されている上、A市の国民年金被保険者台帳によると、夫が厚生年金保険被保険者である申立人が、同年1月25日に国民年金に任意加入した旨記載されていることが確認でき、この時点で任意加入被保険者として加入手続が行われたものと推認される。任意加入の場合、制度上、加入月からさかのぼって申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、A市の収滞納一覧表によると、申立人は、昭和58年1月から国民年金の保険料を現年度納付していることが確認でき、同年1月に任意加入した状況と一致している上、加入月以降の保険料の納付については、すべて納付日が記載されていることが確認でき、当該収滞納一覧表の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成3年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月から平成3年2月まで

私は、昭和63年11月に仕事を辞めたため、A市役所に行き自分で国民年金の加入手続をし、同時に国民年金保険料の免除申請手続もしたと記憶している。

申立期間は、私が病気のために働くことができなかつたので、国民年金保険料を免除してもらっていたはずである。もっとよく調査して、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格記録について、昭和60年4月12日に作成された申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳を見ると、同年12月1日に国民年金被保険者資格を喪失した後、63年に再加入手続を行い国民年金被保険者資格の取得がなされたという事跡を確認できず、この状況は、オンライン記録とも一致する。この場合、申立期間については未加入期間となり、制度上、免除申請を行うことはできない。

また、申立期間は3か年度に及ぶことから、当時の制度上、申立期間については、3回の申請免除手続を行う必要があるが、申立人は、昭和63年ごろ、市役所で加入手続と同時に免除申請を行ったとする記憶以外は定かでなく、加入手続及び免除申請手続の詳細は不明であり、申立期間の国民年金保険料について、免除申請が認められていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料について、免除申請がなされていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行うことが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索

を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から9年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から9年5月まで

私は、平成10年3月にA市からB市へ転出するに際し、引越資金を借り入れるためには、国民健康保険被保険者証の取得及び国民年金の加入が条件であったので、A市役所に出向いて同被保険者証の手続を行ったところ、国民健康保険料及び国民年金保険料に未納があることを指摘された。

それぞれの未納分の国民年金保険料について、A市役所からは、国民健康保険料の納付書を毎月送付してもらい、C社会保険事務所(当時)からは、月単位に分割した保険料の納付書をまとめて送付してもらった上で、B市に転入した同年4月以降、毎月、それぞれについて未納分と当月分の保険料を一緒に納付してきた。

国民健康保険料はすべて納付したのに、国民年金保険料については、申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、平成10年4月以降の国民年金保険料については、基本的に毎月現年度納付していることが具体的な納付日を含めて記録されているところ、申立人が現年度保険料とともに過年度保険料の納付を開始したのは翌年の11年7月26日であり、これ以降12年4月27日までの10か月間にわたり、毎月それぞれの納付日時時点で2年の時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の9年6月から10年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。この場合、過年度納付が開始された時点において、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間は11か月間であるが、基礎年金番号が導入された平成9年

1月以降は、特に国民年金保険料における収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られており、現年度保険料と一緒に毎月納付してきたとする過年度保険料の納付記録のみが、毎回連続して欠落する可能性は極めて低いものと考えられるほか、申立人がA市役所に出向いた所期の目的が、国民健康保険被保険者証の取得にあったとしていることなどを踏まえると、申立人がB市に転居した10年4月直後から納付したとする未納分の保険料は、国民健康保険料であるとみるのが自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から61年3月まで

私は、昭和59年3月以前の未納期間の国民年金保険料については、どのように納付したのかよく覚えていないが、同年4月に夫の分と一緒に私の保険料を納付して以降は、夫が同年8月に厚生年金保険に加入後も、私が61年4月1日に第3号被保険者となるまで、私の保険料だけは、そのまま引き続き納付してきた。

しかし、「ねんきん特別便」の加入記録を確認すると、申立期間が国民年金の加入期間とされず、納付記録が無いので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和59年8月6日付けで、夫と共に国民年金被保険者の資格を喪失していることが、それぞれのオンライン記録及び特殊台帳により確認できる上、申立人に係る区の被保険者名簿を見ると、同年10月11日に当該資格喪失届が提出されたこと、及び61年4月25日に第3号被保険者該当届が提出され、国民年金法が改正された同年4月1日までさかのぼって同被保険者資格を取得したことが具体的に記録されているなど、これらの記録自体に不自然な点は認められない。この場合、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人は、その夫が厚生年金保険に加入後も、申立人の国民年金保険料については、引き続き納付してきたと申し立てしているところ、申立人及びその夫のオンライン記録によると、共に申立期間直後の昭和61年4月7日になって、それまで未納であった申立期間直前の59年7月の保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認できることから、申立内容と符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで  
はっきりとは覚えていないが、昭和58年3月に会社を退職したので同年4月ごろ、自分でA市B区役所C出張所に出向き、国民年金の加入を行ったように思う。  
申立期間の国民年金保険料については、加入と同時に口座振替の手続を行ったが、収入が少なかったため、家財を処分して、保険料の資金にあてがった記憶がある。  
申立期間が未納と記録されているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、D県E市において、昭和58年4月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、63年7月に払い出されたものと推認され、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立期間後の転居先であるF市役所保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、昭和58年4月1日付けで国民年金被保険者資格を取得し、61年4月1日付けで資格を喪失したことが記録されているものの、申立期間の国民年金保険料については未納と記録されている。

さらに、申立人は年金手帳を2冊所持しており、当該手帳以外には手帳の交付を受けたことはないとしている。

そこで、当該年金手帳を見たところ、1冊については、厚生年金保険に係る記録のみで、国民年金の記録は無く、また、もう1冊についても、国民年金の記録はあるものの、昭和62年10月に転居したと陳述しているD県で交付され

たものであり、申立人主張のA市B区での国民年金の加入手続等をうかがわせる事跡は認められない上、夫のオンライン記録を見ると、63年7月25日付けで任意加入していることから、同日に夫婦一緒に加入手続を行ったと考えるのが相当である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年9月まで

平成9年3月末で会社を退職し、その後間もない時期に、自分で区役所に出向き、国民年金の加入手続を行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続後、納付書が送付されてきたので、その納付書を使用して、8万円ぐらいを郵便局で一括して納付した記憶がある。

申立期間が国民年金に未加入とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年3月末の会社退職に伴い、その後間もない時期に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料について、送付された納付書により、8万円ぐらいを郵便局で一括して納付したと申し立てているが、オンライン記録を見ると、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得履歴は認められず、当該期間は国民年金の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取るうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から56年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から56年2月まで

昭和57年又は58年の春ごろ、住民票の交付を受けるために、A市B区役所へ行ったところ、国民年金への加入を勧められたので、手続を行った。

手続を行った際、1年分ほどの国民年金保険料を納付するように言われたので、後日、同区役所へ行って、納付したところ、それ以前の未納分すべてについても納付するように言われたので、数日後、改めてB区役所へ行き、一括で納付したはずである。

区役所で支払った金額は、45万円又は46万円で、少しお釣りがあったように思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和58年10月11日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することができない上、当時は特例納付の実施期間中ではないことから、特例納付することもできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、特殊台帳を見ると、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出当時の昭和58年10月に、57年4月から58年7月までの国民年金保険料を一括納付



し、その後の昭和 58 年度分については現年度納付している一方、それ以前の期間についての過年度納付の事跡は確認できず、また、このうち、昭和 58 年 7 月の保険料については、59 年 2 月になって重複納付が判明したため、57 年 1 月分に充当処理されている記録もみられることから、申立人は、加入手続時に、その前年度分までさかのぼって納付したものの、それ以前の期間については未納のままであったと考えるのが相当である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から63年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から63年10月まで

私は、常々、年金を納付することは国民の義務だと思っていたので、厚生年金保険被保険者資格を失った昭和61年7月ごろに、A市B区役所で加入手続を行い、国民年金に加入した。

国民年金保険料額及び納付手段については、全く記憶にはないが、送付された納付書に対しては毎月保険料を確実に納付し続けてきたので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、平成2年2月13日に払い出されており、また、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、元年11月1日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、オンライン記録を見ると、平成16年3月5日に、申立人の国民年金被保険者資格の取得日が、元年9月16日から厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年11月1日へと訂正されたことにより、同年9月及び同年10月の国民年金保険料が還付されている記録が確認できる。

これらのことから、申立人は、初めて国民年金被保険者資格の取得手続を行った際に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した年月日について、平成元年9月16日と申告したことから、当初の国民年金被保険者資格の取得日が設定されたものと考えられるが、当初の取得日設定時点においても申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から7年2月まで

大学に行くため平成5年4月にA市へ住所を移したが、B市役所から年金手帳が送られてきた。その手帳を持ってA市役所で加入手続きを行い、国民年金保険料をさかのぼって、母が20万円ぐらいを納めた。その後の保険料も大学を卒業するまでは母が納めたので未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年4月ごろに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後の保険料も納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続き時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日から、申立人の加入手続きは平成9年4月ごろに行われたものと推定され、また、オンライン記録の基本情報画面には、国民年金手帳記号番号の記載は無く、基礎年金番号の付番年月日が「平 - 9. 4. 9」となっていることから、国民年金の加入手続きは同年4月ごろに行われたと考えられる。この場合、加入手続き時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により、制度上、納付することはできない。

また、申立人は、平成5年4月ごろに国民年金の加入手続きを行った際、母親が20歳までさかのぼって20万円ぐらいの国民年金保険料を納付したと陳述しているが、4年\*月から5年3月までの保険料額は11万6,400円となり、申立ての金額と一致しない。

さらに、申立人は、B市からA市の住所地に送られて来た年金手帳を持ってA市役所に行ったと陳述しているが、申立人の基礎年金番号の記号はB市の記号ではなく、A市の記号となっている。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 5 月ごろまで  
② 昭和 48 年 6 月 26 日から 51 年 6 月ごろまで  
③ 昭和 51 年 6 月ごろから 53 年 9 月ごろまで  
④ 昭和 53 年 9 月ごろから 55 年 9 月ごろまで  
⑤ 昭和 55 年 9 月ごろから 57 年 2 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に昭和 41 年 3 月から 48 年 5 月ごろまで勤務したのに、46 年 4 月までの加入記録しかなく、また、そのために、同社の次に勤務した B 社、C 社、D 社 E 支店及び F 社での厚生年金保険加入記録が時期を間違って記録されていることが分かった。

申立期間どおりそれぞれの会社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者期間は、昭和 41 年 3 月 21 日から 46 年 4 月 1 日まで、B 社における同期間は、46 年 5 月 26 日から 48 年 6 月 26 日まで、C 社における同期間は、同年 10 月 1 日から 50 年 9 月 20 日まで、D 社 E 支店における同期間は、51 年 2 月 1 日から 52 年 9 月 30 日まで、F 社における同期間は、53 年 9 月 1 日から同年 11 月 5 日までであることが確認できるところ、申立人は、A 社を退職したのは 48 年 5 月ごろであるとし、これを前提として、以後、申立期間のとおり、B 社から F 社まで、順次転職したと主張していて、B 社以降の申立期間は、おおむねオンライン記録よりも約 1 年から 3 年遅れており、それぞれの事業所について、オンライン記録と申立期間は重複しない。

申立期間①については、申立人は、昭和 48 年 5 月ごろまで A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社は、昭和 53 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、G 厚生年金基金は、「申立人に係る加入員資格喪失日は昭和 46 年 4 月 1 日である。」と回答しており、オンライン記録における厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

さらに、申立人が明確に記憶している元同僚及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格の有る元従業員二人は、「申立人のことは覚えているが、退職時期までの記憶はない。」と陳述している。

加えて、申立人が A 社の次に勤務した B 社において明確に記憶している元同僚は、「私は、B 社に昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで勤務しており、申立人より早く同社に入社していた。また、私の退職時には、申立人は、まだ同社で勤務していた。」と陳述している上、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格の有る元従業員 3 人は、「申立人は、B 社に 46 年 5 月ごろから 48 年 6 月ごろまで勤務していたと思う。」と陳述しており、オンライン記録と符合する。

なお、上記のとおり、申立期間のうち、昭和 46 年 5 月 26 日から 48 年 5 月ごろまでの期間は、申立人が A 社の次に勤務した B 社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

申立期間②については、申立人は、昭和 48 年 6 月 26 日から 51 年 6 月ごろまで B 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B 社は、昭和 52 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人が B 社を退職した後も同社で勤務していたと陳述している同僚は、「私は、B 社に昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで勤務しており、申立人より早く同社に入社していた。また、私の退職時には申立人はまだ同社に勤務していた。」と陳述している上、B 社に係る上記被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格の有る元従業員 3 人は、「申立人は、B 社において 46 年 5 月ごろから 48 年 6 月ごろまで勤務していたと思う。」と陳述しており、オンライン記録と符合する。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

なお、上記のとおり、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月 1 日から 50 年 9 月 20 日までの期間は、申立人が B 社の次に勤務した C 社において、51 年 2 月 1

日から同年6月ごろまでの期間は、申立人がC社の次に勤務したD社E支店において、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

申立期間③については、申立人は、昭和51年6月ごろから53年9月ごろまでC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社は、昭和54年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人が、明確に記憶している元同僚は、「私は、C社を昭和51年11月ごろに退職した。当初、申立人は私が退職しようと思ったころに入社してきたと記憶していたが、よく考えてみると入社時期をはっきり覚えていないので分からない。」と陳述している上、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格の有る元従業員一人は、「私は、C社に昭和48年10月から50年10月まで勤務していた。申立人とは同社においてほとんど同時期に勤務していた。」と陳述しており、オンライン記録と符合する。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

なお、上記のとおり、申立期間のうち、昭和51年6月ごろから52年9月30日までの期間は、申立人がC社の次に勤務したD社E支店において、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

申立期間④については、申立人は、昭和53年9月ごろから55年9月ごろまでD社E支店に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社E支店は、平成18年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、元同僚の名前を覚えていないため、D社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格の有る元従業員17人に照会し13人から回答を得たものの、うち1人は、「私は、昭和52年9月にD社E支店に入社した。申立人のことは覚えているが、勤務期間は全く覚えていない。」と陳述しており、ほかの5人は申立人のことを覚えておらず、残り7人は同社で勤務した記憶がない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

なお、上記のとおり、申立期間のうち、昭和53年9月1日から同年11月5日までの期間は、申立人がD社E支店の次に勤務したF社において、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

申立期間⑤については、申立人は、昭和55年9月ごろから57年2月ごろまでF社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。



しかし、F社は、昭和62年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立期間当時のF社の取締役は、「F社は、私と事業主で設立した会社であり、申立人は、事業主が声を掛けて、会社設立時に短期間のみ勤務していた。また、資料は保存されていないため確認できないが、同社における申立人の厚生年金保険被保険者期間は記録どおりで間違いない。」と陳述している。

さらに、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 29 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 47 年 2 月 1 日から同年 4 月 28 日まで  
③ 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

申立期間①については、A社において、昭和 45 年 4 月から同年夏ごろにいったん退社するまで勤務したのに、同年 4 月の 1 か月しか加入記録が無い。

申立期間②及び③については、申立期間の前に勤務していた事業所を退社した翌日から勤務したのに、申立期間の加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 45 年 7 月末までA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同日に資格を取得している元従業員に照会し 5 人から回答を得たが、1 人は申立人のことを記憶しておらず、残り 4 人は、「申立人は、A社に継続して勤務していた。」と陳述しているものの、申立人自身は、「昭和 45 年夏ごろにいったん退職した。」としていることから、これらの者の陳述は信ぴょう性が低く、申立人の申立期間における勤務実態等を推認することはできない。

また、A社は、昭和 53 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び給与事務等を担当していたその妻は既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状

況を確認することができない。

申立期間②については、B社の元経理担当者の陳述内容から判断して、申立人が申立期間も同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の元経理担当者は、「実務経験の乏しい社員は、入社後3か月程度は試用期間として社会保険に加入させていない。」と陳述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和47年4月28日に資格を取得している申立人を含む4人のうち3人は、同社での資格取得日と同社に勤務する前の事業所における資格喪失日との間に2か月から3か月間までの空白期間が有ることが確認できる。

また、B社は、昭和60年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況等を確認することはできない。

申立期間③については、申立人は、C社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得している日と同日の昭和48年7月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、C社は昭和48年10月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も所在不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している元従業員に照会し3人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、また、全員が同社が適用事業所となるまで給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと陳述している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 8 月 1 日から 24 年 6 月まで  
② 昭和 40 年 9 月から 41 年 7 月まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

申立期間①については、在外事実・引揚事実等に関する証明書に本邦上陸年月日及びA社での勤務が記載されているので、同社で勤務していたと思う。

申立期間②については、B社で勤務していたと思う。

申立期間について、夫の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻は、申立人に係る在外事実・引揚事実等に関する証明書及び昭和 24 年ごろに申立人がC社から受け取ったと考えられる書簡から、申立人はA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務したとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は既に死亡している上、前述の書簡に記載されているA社の元従業員二人の氏名をオンライン記録で検索しても、該当する被保険者記録は見当たらないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

申立期間②について、申立人の妻は、申立人はB社に勤務していたと思うと

申し立てている。

しかし、B社は、平成9年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、B社の元代表取締役は、「申立人は、前代表取締役の知り合いだった。私は、昭和30年から49年までB社の代表取締役に就任していたが、申立人は前代表取締役が退任後、しばらくしてから退職した。申立人を再雇用したことはない。」と陳述しているところ、申立人は、B社において、申立期間以前の昭和29年6月1日から30年5月1日まで厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、元同僚は、「昭和28年から30年までごろに経営陣の交替があった。その間に申立人が在籍していたことを覚えているが、申立期間は在籍していなかった。」と陳述している。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和31年5月以降に被保険者資格を取得し、申立期間に加入記録が確認できる元従業員に照会し12人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 21 日から 18 年 7 月 1 日まで  
ねんきん定期便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低い 38 万円で記録されていることが分かった。  
申立期間当時は約 48 万円の給与を受け取っていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社提出の申立期間に係る賃金台帳及び源泉徴収簿により、申立期間の報酬月額に基づく申立人の標準報酬月額は 47 万円若しくは 50 万円となるものの、保険料控除額に基づく標準報酬月額は 38 万円であり、オンライン記録と一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月19日から39年5月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和30年5月から57年8月までA社(現在は、B社)に継続して勤務し、申立期間も会社からもらった健康保険被保険者証を持っていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の労働者名簿から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、「申立期間当時、4人から5人までの同僚と共にA社のC部門に所属し、D社という会社の下請で、E業務に従事していた。」と陳述しており、当該同僚のうち3人の氏名を記憶しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間において当該3人の記録は確認できず、当該3人は申立人と同日の昭和39年5月1日に同社で被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該同僚3人に照会したところ、1人は、「昭和35年ごろだったと思うが、医者に行こうと思ったら、健康保険被保険者証が無かったので行けなかった。」と陳述しているほか、別の同僚の妻も、「昭和35年に結婚したとき、厚生年金保険及び医療保険について夫に尋ねたところ、何もないと言われたので、当時住んでいた地域の役所に行って、国民年金と国民健康保険に加入した。」と陳述しており、オンライン記録を見ると、当該同僚が昭和36年4月1日から申立期間の終期である39年5月1日まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、B社は、「申立人は、申立期間に他社の下請業務に専従することとなったので、いったん資格を喪失させたことも考えられるが、賃金台帳等が残っていないので、申立期間の保険料控除については不明である。」としている。

加えて、B社保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、申立人及び前述の同僚3人について、事業主が、オンライン記録どおりの昭和39年5月1日に被保険者資格を取得させる届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間もA社からもらった健康保険被保険者証を持っていたとしているが、前述の被保険者名簿を見ると、昭和30年11月19日の被保険者資格の喪失に伴い、同被保険者証を社会保険事務所に返したことを示す「証返納済」の記載が確認でき、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

一方、申立人が申立期間にD社で厚生年金保険に加入していた可能性を考慮し、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も調査したが、申立人の記録は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 10 日から 40 年 7 月 21 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和 40 年 7 月まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の人事記録を見ると、申立人の退職日は、オンライン記録と符合する昭和 39 年 11 月 9 日と記録されている。このことについて前述の同僚の一人は、「私及び申立人は、B社という事業所に勤務していたが、同社が昭和 39 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同社に勤務していた私及び申立人を含む数人は、A社に引き取られることとなった。私たちは、同社に面倒を見てもらっているという立場で、肩身の狭い思いをしたが、申立人は、同社の担当者との意見がぶつかることがよくあった。そのことも申立人の同年 11 月 10 日の資格の喪失に影響しているのではないか。」と陳述している。

また、申立期間当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が昭和 39 年 11 月 10 日に被保険者資格を喪失したことに伴って、同年 11 月 27 日に健康保険被保険者証が社会保険事務所に返還されたことを表す「11.27 証返」の記載が確認できるほか、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 8473（事案 3726 及び 6186 の再々申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月1日から34年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間の一部における勤務は推認できるものの、厚生年金保険料の控除についてまでは認められないとして、申立ては認められなかった。

前回の当該第三者委員会への再申立てに当たって、自身が記憶するA社の取引先事業所等をまとめた一覧表を提出したが、この一覧表に記載したC社（現在は、D社）の連絡先に誤りがあった。今回、同社の正しい連絡先を提示するので、同社に照会の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 当時の事業主の家族の陳述から判断して、申立人が申立期間のうち昭和33年1月以降の期間においてA社に勤務していたことは推認できるものの、B社は申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することはできない、ii) 申立人提出の同僚及び取引先事業所をまとめた一覧表において、連絡先が判明した者に照会を行ったが、申立人の申立期間に係る入社時期を記憶している者はいない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月27日付け及び22年4月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の再申立てに当たって提出した申立期間当時の取引先事業所等の一覧表において、D社の連絡先に誤りがあったとして、同社の正しい連絡先を提示している。

そこで、D社に照会したところ、同社の従業員の陳述等から判断して、申立人が申立期間のうち昭和33年1月より前の期間についてもA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、前述のD社の従業員は、「申立人の申立期間における厚生年金保険の加入及び保険料控除については分からない。」と陳述している。

また、今回、申立人の申立期間における保険料控除について、改めてB社等に照会したところ、同社の現在の経理担当者は、「厚生年金保険の資格取得の手続を行っていない従業員から、厚生年金保険料を控除するようなことはない。」と陳述しており、申立期間当時に経理を手伝っていたとする元従業員も、「昭和34年4月に申立人の厚生年金保険の資格取得の手続を行うまでは、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったのではないか。」と陳述している。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 51 年 1 月 31 日まで在職しており、厚生年金保険料の控除が確認できる同年 1 月分の給料支払明細票を提出するので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 1 月 31 日までA社に勤務し、申立期間も厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社保管の申立人に係る退職願を見ると、申立人は、退職希望年月日をオンライン記録と符合する昭和51年1月30日と願い出ていることが確認できる。

また、申立人のA社における雇用保険の資格喪失日も昭和 51 年 1 月 30 日であり、厚生年金保険の記録と符合している。

さらに、申立人提出の昭和 51 年 1 月分の給料支払明細票において、厚生年金保険料の控除が確認できるが、B社は、「当社は、申立期間当時から現在に至るまで、毎月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除する翌月控除方式を取っていることから、当該給料支払明細票に記載の厚生年金保険料は、昭和 50 年 12 月の保険料である。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 29 日から 63 年 5 月 2 日まで

私は、昭和 60 年 7 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、C 市に所在した業務請負先の工場において勤務していた。その後、時期及び工場名は不明であるが、D 市に所在した業務請負先の工場に異動となり、平成元年 4 月 5 日まで継続して勤務していた。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続して A 社に在籍し、D 市に所在した業務請負先の工場勤務していたと申し立てしているところ、雇用保険の記録から、勤務場所は特定できないものの、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 5 月 2 日以降の期間は同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社は、「当時、当社では雇用保険と厚生年金保険被保険者資格の取得手続を一体的には取り扱っておらず、雇用保険と厚生年金保険被保険者資格の取得時期が異なることがあった。」と回答している上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出して調査した複数の同僚の厚生年金保険と雇用保険の資格取得日をみても、区々まぢまぢとなっていることが確認できる。

また、B 社は、「当時の資料が残っていないため、申立人の勤務期間、勤務場所、厚生年金保険への加入状況及び保険料控除については不明であるが、業務請負先で勤務していた従業員は臨時雇用者として採用しており、入社後、一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させていた。また、一定期間経過後

も本人の希望により加入させていない者及び本人の意志が確認できず加入時期が遅れる者もいたが、いずれの場合も厚生年金保険に加入させる前の期間は保険料を給与から源泉控除するようなことはなかった。」旨を回答しているほか、「業務請負として勤務する従業員が勤務場所を異動した場合、給与額及び勤務形態も変更となることから、異動時点で一旦、退職とする事務<sup>いったん</sup>手続を行い、異動先の事業所において再雇用とする取扱いを行っていたことが考えられる。」とも回答している。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、上記の被保険者名簿から、申立期間当時の同僚を抽出して調査したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について具体的な陳述は得られず、確認することはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 27 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社を退職する際に、同社の社長から昭和 52 年 3 月末までの給与を支給したので、同年 3 月末まで勤務してほしいと言われ、同年 3 月末をもって退職した。

しかしながら、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社における資格喪失日は昭和 52 年 3 月 27 日となっており、申立期間の記録が無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、昭和 52 年 3 月 31 日まで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の記録及びB厚生年金基金提出の厚生年金基金加入員資格喪失届によると、申立人の離職日及び退職日は昭和 52 年 3 月 26 日であることが確認でき、当該記録は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致している。

また、申立人を記憶していた同僚のうちの一人は、「申立人は、A社を昭和 52 年 3 月末ではなく、同年 3 月の途中で退職した。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間前後に資格を喪失している複数の同僚を抽出して調査したところ、回答が得られた複数の同僚は、「A社における退職日は、本人の意向により決まっており、全員が月末付けで退職するというのではなく、月の途中で退職する者も多かった。また、退職する時に同社から、月末までの給与を支払ったので、月末まで勤務してほしいと言われた記憶もない。」旨陳述している上、当該複数の同僚が記



憶していた自身の退職日と厚生年金保険被保険者資格の喪失日はほぼ一致していることが確認できる。

加えて、A社の申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は所在が不明であり、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の複数の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な陳述は得られず、これを確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

ねんきん特別便を見ると、A社（現在は、B社）における資格喪失日の記録が昭和 62 年 1 月 31 日となっている。B社に問い合わせたところ、同年 1 月 31 日付けの退職を、同年 1 月 30 日付けの退職として届け出たとの回答があり、本人から年金記録確認第三者委員会に申立てするように言われたので、同社における資格喪失日の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和 62 年 1 月 31 日付けで退職したので、同社における資格喪失日は同年 2 月 1 日であると申し立てている。

しかしながら、B社提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を見ると、昭和 62 年 1 月 30 日退職、同年 1 月 31 日資格喪失と記載されており、オンライン記録及び雇用保険の記録と一致している。

また、B社の現在の事務担当者は、「当時の事務担当者は既に退職しているため、詳細は不明であるが、申立期間当時は、会社の社会保険料負担を抑えるため、月末退職者の資格喪失日を翌月の 1 日とせず、退職日を資格喪失日とする届出を行っていた。申立人についても、昭和 62 年 1 月 31 日まで在職していたと考えられるが、資格喪失日を同日として届け出たと考えられる。」旨陳述している。

さらに、申立人と同様に月末を退職日として「退職願」を提出している複数の同僚についても、申立人と同様に退職日を資格喪失日として届け出られていることが確認でき、申立期間当時、同社では月末退職者については同日を資格喪失日とする取扱いを行っていたことがうかがえる。

一方、B社は、「申立人の給与明細等の資料が無く、退職月である昭和 62

年1月の保険料を控除したか否かは不明である。しかし、上記のとおり、当時は月末退職者については退職日を資格喪失日とする事務処理を意図的に行っていたことから、従業員の給与から退職月に係る保険料を控除していないと思う。」旨陳述している。

また、申立人が名前を挙げた同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人と同様に月末に被保険者資格を喪失している複数の同僚を抽出調査したものの、申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる具体的な陳述を得られず確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 3 月ごろから 57 年 3 月ごろまで  
② 昭和 58 年 11 月ごろから 59 年 3 月ごろまで

申立期間①について、私は、昭和 56 年 3 月に大学を卒業し、アルバイトとしてA社に入社した。勤務地はB社で、C業務を行っていた。

申立期間②について、私は、試験に合格した後、採用されるまでの期間に、D市にあった「E事業所」(厚生年金保険の適用は、F社)において、G職として勤務した。業務内容は、H業務であった。同社の発行していた給料支払明細書において、社会保険料が控除されていたと思う。

しかしながら、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間の加入記録が無く、納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の申立期間におけるA社での在職については、事業主及び同僚からは具体的な陳述を得ることができなかったものの、申立人は、当時の業務内容等を明確に記憶していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立期間において、同社に勤務していたことが考えられる。

しかし、申立人がA社においてI職の管理業務を担当していたとして名前を挙げた者は、「申立人のことは記憶にないが、私は、A社でI職の人員配置を担当していた。申立期間当時、I職は試験勉強をしながら勤務する者及びほかの会社を定年退職した後、年金を受給しながら勤務する者などがいたが、ほとんどの者が社会保険に加入していなかったと思う。また、会社側も会社負担の保険料が発生するので、従業員から強く申し出たケース以外はI職等を社会保険に加入させていなかったと思う。」旨陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認でき所在の判明した17名の同僚を抽出し、事情照会したところ、6名から回答が得られたものの、いずれの者も「申立人を記憶していない。」と回答している上、これら同僚の中からは、「私は、申立人とは別の会社のI職であったが、担当した会社は問題が起こっていたので、身の危険を感じ、会社に申し出て厚生年金保険に加入した。当時、会社は必ずしもすべてのI職を厚生年金保険に加入させることはなかったと思う。」旨の陳述があり、上記の担当者の陳述と符合していることから、申立期間当時、A社ではI職を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社及び申立期間当時の事業主は、「当時の資料が残っていないため、申立人に対する厚生年金保険の取扱い及び保険料控除は不明。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

加えて、A社に係る上記被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人の申立期間におけるF社での在職については、事業主からは具体的な陳述を得ることができなかったものの、申立人は、当時の業務内容等を明確に記憶していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、F社「E事業所」の所長で後にJ事業所の所長であったとして、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人とは事業所間の交流時及び会議で立ち寄った際などに何度か会ったことがあるが、申立人が厚生年金保険に加入していたか否かまでは知らない。当時、正社員は各事業所の大きさに応じ1名から2名までで、ほかはアルバイトであった。厚生年金保険は、正社員は必ず加入していたが、アルバイトは加入していなかった。」旨陳述している。

また、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が氏名を挙げた者と同姓の2名に事情照会したものの、回答は得られなかったほか、同社の申立期間当時の事業主は所在不明のため、事情照会することができず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができなかった。

さらに、上記被保険者名簿から、所在の判明した20名の同僚を抽出し事情照会したところ、11名から回答が得られたものの、いずれの者も「申立人を記憶していない。」と回答しており、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述

は得られなかった。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 1 月 30 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

私は、大学を卒業後、昭和 47 年 4 月に A 社 B 本社に入社し、その 3 か月後には、C 社（現在は、D 社）へ研修を兼ねて出向した。同社の同僚に勧誘されて入部した部活の一員として、企業間の部活の試合にも出場した。

申立期間に A 社及び C 社で勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月に A 社 B 本社に入社したと主張している。

しかし、A 社は、申立期間当時の人事関係資料では申立人の在籍を確認できないとしているほか、申立人が同社に入社したとする昭和 47 年度に新卒で同社に入社した元従業員は、「私が保管している『入社式次第 昭和 47 年度新入社員名簿』で確認できる新入社員 270 人の中に申立人の氏名は無い。」としており、申立人の同社における勤務実態は確認できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 47 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員 12 人に照会し 4 人から回答を得たが、いずれの者も申立人を記憶しておらず、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態を確認することもできない。

一方、申立人は、A 社に入社してから 3 か月後に、同社から C 社へ研修を兼ねて出向したと主張している。

しかし、D 社は、「昭和 47 年から 49 年当時の正社員及び出向者に関する人事記録等において、申立人の氏名は確認できない。」としており、申立期間に

おける申立人の勤務実態が確認できない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る13人及び申立期間当時にA社からC社に出向していた1人の計14人に照会し、11人から回答を得た。このうち、申立人が、自身をA社の関連会社社員等が所属する部活に勧誘したとするC社の元従業員は、申立人を当該部活に勧誘したことを記憶しているものの、申立人の所属会社及び部署については不明であると陳述している。さらに、残る10人は申立人を記憶していないことから、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態を確認することができない。

加えて、前述の元従業員のうち、複数の者が、A社の新入社員がC社に出向することは考え難いとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月25日から30年10月20日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、将来、自身で会社を経営するために、見習いとして勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員及び元役員の妻の陳述から、申立人は、申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人及び元従業員の陳述並びに商業登記の記録から、少なくとも昭和24年ごろから26年3月ごろまでA社で勤務していたと考えられる元取締役の厚生年金保険の加入記録を見ると、25年9月1日から同年10月1日までの1か月のみとなっている。

また、代表取締役は厚生年金保険の適用対象者であったところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時の同社の代表取締役として商業登記簿に記載されている者及び当該被保険者名簿の表紙に事業主として記載され、元従業員が同社の会長であったとする者(商業登記簿上は監査役)の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも申立期間後の昭和32年9月1日、同年5月1日と記載されており、いずれの者についても申立期間当時は厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、申立人が自身より入社が早いとし、本人も申立人より入社が早かつたとしている元従業員の厚生年金保険の加入記録を見ると、A社における被保険者資格の取得日は、申立人が入社したとする昭和26年3月より2年以上遅い28年7月10日となっている。

これらのことから、申立期間当時、A社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させておらず、また、加入させる場合であっても、必ずしも入社と同時に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は昭和42年に解散している上、同社の設立から解散まで代表取締役であった者は既に死亡しており、26年3月から39年11月まで代表取締役であった者は病气療養中のため聴取できないことから、これらの者から、申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 8481 (事案 4467 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 9 月 1 日から 30 年 6 月 3 日まで  
② 昭和 30 年 8 月 1 日から 38 年 10 月 28 日まで

年金記録確認第三者委員会は、当初の申立てに対し、申立趣旨に適確な回答を示しておらず、その結論に導く理由についても整合性・合理性が全く欠如している。

私は自ら直接はもちろんのこと、会社を介しても脱退手続を行っておらず、私に無断でなされた脱退手続は、効力を有せず無効である。

当該第三者委員会は、まず「私が脱退手続を行った。」ということを検証するか、あるいは「私が脱退手当金を受給した。」と認定し得る証拠が有るか否かを調査し判断すべきである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答した記録が確認できる、ii) 申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和38年12月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料等の提出は無く、申立人は、「平成21年10月16日付けの通知内容は、申立趣旨に適確な回答を示しておらず、その結論に

導く理由についても整合性・合理性が全く欠如しており、申立人に無断でなされた脱退手続は無効である。年金記録確認第三者委員会は、私が脱退手続を行ったということを検証するか、あるいは私が脱退手当金を受給したと認定し得る証拠が有るか否かを調査し判断すべきである。」と主張している。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせん当たりの基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし、『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過して、これらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺事情（上述の基本方針に例示）から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ると、昭和38年12月2日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答した記録が確認できる上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを示す「脱」表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りがないことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情（例えば、申立人が所持する脱退手当金の支給決定がなされた当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示が無いなど）が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月から 39 年 9 月まで

私は、A社に勤務していた知人の紹介で、同社に昭和 38 年 11 月から 39 年 9 月まで在籍し、B業務に従事していた。

当該期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

なお、申立期間の年金記録を探していた平成 21 年の夏ごろにC社会保険事務所（当時）の職員から、「申立期間のあなたの記録が見つかったが、誰にも言わずに黙っておいてください。」と言われたのに、次に行ったときには私の記録は消えてなくなっていたという経緯がある。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 11 月から 39 年 9 月までA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、A社は既に解散し、申立期間当時の事業主及び事務担当者は死亡又は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人がA社への入社を紹介してもらった知人として氏名を挙げた同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時に被保険者資格を有することが確認できるものの、連絡先が不明であるほか、申立人が記憶するもう一人の同僚も、「申立人のことを覚えていない。」と回答している上、同被保険者名簿から申立期間に被保険者資格を有する複数の同僚を調査しても、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができなかった。

さらに、申立人は、A社への入社<sup>あらいまい</sup>の経緯等について、「A社に先に勤務していた知人の紹介で入社したことは記憶しているが、入社時に面接を受けた記憶はなく、自分の雇用形態が正社員だったのかアルバイトだったのかも覚えていない。」と陳述しており、記憶が曖昧である。

加えて、上記被保険者名簿には、健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

なお、申立人は、「C社会保険事務所の職員から、『申立期間のあなたの記録が見つかったが、誰にも言わずに黙っておいてください。』と言われたのに、次に行ったときには私の記録は消えてなくなっていた。」と陳述しているところ、C年金事務所は、「対応した職員が特定できず、申立人が陳述しているような記録も残されていないことから、対応内容も不明である。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 1 日から 40 年ごろまで  
② 昭和 40 年ごろから 43 年ごろまで  
③ 昭和 43 年ごろから 46 年ごろまで

私は、A社を退職した直後の昭和 36 年 10 月 1 日に、当時兄が勤務していたB社に入職し、常勤として勤務していたが、同社の経営状態が悪くなり、40 年ごろに退職した（申立期間①）。

昭和 40 年ごろから 43 年ごろまでは、兄が設立したC社に常勤として勤務していた（申立期間②）。

昭和 43 年ごろから 46 年ごろまでは、D社に常勤として勤務していた（申立期間③）。

申立期間①、②及び③については、厚生年金保険の加入記録が無いが、それぞれの事業所から健康保険被保険者証を受け取り、病院で診療も受けていたので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人提出の給与明細書（昭和 38 年 8 月分）及びB社で申立人と一緒に勤務していたとする申立人の兄の陳述から、申立人は、期間の特定はできないものの、申立期間に同社で勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人提出の上記の給与明細書を見ると、厚生年金保険料の控除額を記載する欄はあるものの、空欄となっており、保険料控除を確認することができず、申立人の兄は、「B社は、社会保険に加入していなかったため、従業員は各人で国民健康保険に加入していたと思う。自分も当時は国民健康保険に加

入していたし、弟（申立人）も加入していたように思う。」旨陳述している。

さらに、申立人が陳述するB社の所在地を管轄する法務局において、商業登記簿を確認したが、同社の記録は見当たらず、当時の事業主等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

申立期間②について、C社の申立期間当時の事業主であった申立人の兄の陳述から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、オンライン記録によると、C社は、厚生年金保険の適用事業所にはなっておらず、申立人の兄は、「C社の従業員数は、厚生年金保険に加入しなければならない人数を満たしていなかったため、同保険には加入していなかった。従業員は、各人で国民年金及び国民健康保険に加入していたと思う。」旨陳述している。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できなかった。

申立期間③について、申立人は、昭和43年ごろから46年ごろまでD社に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、D社は、厚生年金保険の適用事業所にはなっておらず、同社の申立期間当時の事業主は、申立期間において国民年金に加入していることが確認できる。

また、申立人の所持する年金手帳から、申立人は、申立期間の途中である昭和43年11月25日以前にE市役所で国民年金の加入手続を行っていることが確認できるところ、同市役所は、「当時、国民年金の加入手続時には、重複加入を防ぐため、厚生年金保険に加入しているかどうかの確認は必ず行っていた。」旨回答している。

さらに、申立人が陳述するD社の所在地を管轄する法務局において、商業登記簿を確認したが、同社の記録は見当たらず、当時の事業主等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
② 平成 11 年 6 月 1 日から同年 6 月 2 日まで

私は、平成 5 年 6 月 28 日から 6 年 3 月 31 日まで A 社に勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間①）。

また、平成 10 年 4 月 1 日から 11 年 6 月 1 日まで B 社で非常勤職員として勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間②）。

納得がいかないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成 5 年 6 月 28 日から 6 年 3 月 31 日まで A 社に勤務したと申し立てている。

しかし、A 社から提出された申立人の辞令を見ると、採用時には、「平成 5 年 6 月 28 日から 6 年 3 月 30 日まで任用を日々更新し以後更新しない。」旨記載され、退職時には、「平成 6 年 3 月 30 日限りで退職した。」旨記載されていることが確認できる。

また、A 社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書等から、申立人は、ほかの C 職 4 人と共に、平成 6 年 3 月 30 日に同社を退職し、同年 3 月 31 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、平成 10 年 4 月 1 日から 11 年 6 月 1 日まで B 社で非常勤職員として勤務し、同年 6 月 2 日から同社で常勤職員として勤務したと申し立てている。

しかし、雇用保険の記録では、申立人のB社における離職日は平成11年5月31日となっており、厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、申立人は、常勤職員の採用時の内申資料となる経歴書において、B社の非常勤職員としての退職日が平成11年5月31日であることを認め、これに署名及び捺印している上、同じく内申資料となる同社作成の申立人に係る同年5月12日付けの在職証明書を見ても、申立人の退職予定日が同年5月31日と記載されていることが確認できる。

なお、申立人は、平成11年6月1日から同年6月2日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無いと申し立てしているところ、厚生年金保険法第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、また、地方公務員等共済組合法第40条において、「組合員である期間の計算は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの期間の年月数による。」と規定されていることから、同年5月は厚生年金保険の被保険者として、同年6月はD共済組合の組合員として、それぞれ被保険者期間として計算されることとなる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）の記録では、私が A 社に勤務していた昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 1 日までについては、脱退手当金が支給されたことになっている。

昭和 20 年 8 月に B 市は空襲に遭い、家族 5 人が亡くなり、私も重傷を負って出勤などできる状態ではなく、会社も私がどこにいるか分からなかったはずである。もちろん、空襲後は給料及び退職金はもらっていない。

このような状況の下で、脱退手当金は請求も受給もしていないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 20 年 12 月 10 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄を見ると、脱退手当金が支給されたことを示す「脱手」と記されているほか、支給額及び資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる上、当該申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後 10 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した 47 名について、脱退手当金の

支給記録を調査したところ、申立人を含め 44 名に支給記録が確認でき、うち 40 名については資格喪失後 4 か月以内に支給決定されており、支給決定日が同一となっている受給者が散見される上、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 1 日から 41 年 12 月 30 日まで  
② 昭和 42 年 3 月 15 日から 46 年 7 月 31 日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、氏名欄は旧姓で記載されているものの、住所欄には婚姻後の住所地が記載されている上、その住所は申立人の夫である「B方」となっているなど、記載内容に疑義は認められない上、申立期間に係る脱退手当金は、当該裁定請求書に記載された申立人の当時の住所地に近い郵便局での隔地払い（通知払い）となっていることが確認できることから、申立人の脱退手当金の支払通知書は、申立人の当時の住所地あてに送付され、申立人は当該郵便局で脱退手当金を受領したと考えるのが自然である。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 1 日から 60 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 11 月 1 日から 60 年 6 月 30 日まで A 社に B 職及び C 職として勤務した。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、当該期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D 社が提出した資料から、申立人は、A 社において、昭和 59 年 11 月 1 日から 60 年 4 月 30 日まで B 職として、また、同年 5 月 1 日から同年 6 月 30 日まで C 職として勤務していたことが確認できる。

しかし、D 社は、「申立期間当時の当社では、系列会社に勤務する B 職及び C 職について、社会保険の加入手続を行っていなかったため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」旨陳述している。

また、申立人が、自身と同時期に A 社に B 職として勤務していたと陳述している同僚 5 人についても、オンライン記録において、D 社及び同社の系列会社での厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、上記同僚の一人は、「私は、A 社に B 職として勤務した期間における厚生年金保険料の控除の状況等は分からない。また、A 社に C 職として勤務した 2 年間には、国民年金に加入していた。」旨陳述しているところ、オンライン記録から、当該同僚が A 社に C 職として勤務していたとする 2 年間の国民年金保険料が納付済みであることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 43 年 12 月まで

年金事務所の記録では、私がA社(昭和41年10月1日にB社に名称変更、現在は、C社)に勤務していた昭和42年8月から43年12月までが厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社の回答及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間に同社での在籍が確認できる同僚の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社に係る上記被保険者名簿により申立期間に同社での在籍が確認できる同僚のうち、所在が判明した同僚6人及び申立期間より前に被保険者資格を喪失しているものの、A社での被保険者記録が確認できる申立人の兄に照会したところ、回答が得られた4人のうち3人が記憶する入社日と資格取得日が相違しており、うち2人は、「B社では、見習期間が終わるまで厚生年金保険に加入していなかった。」旨陳述している。また、回答が得られた上記4人のうち1人は、「給与の手取額が減るので、保険料を控除しないでほしいと会社に申し出て、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させてもらった。」旨陳述している上、申立人は、B社の従業員数は約30人であった旨陳述しているところ、同社に係る同被保険者名簿の被保険者増減表により、申立期間の被保険者数は、15人から20人で推移していることが確認できることから、申立期間当時の同社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、C社は、「申立期間当時の資料は残存していないので、申立人の申

立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している上、当時の経理担当者及び社会保険事務担当者とされる者は、既に死亡しているため、これらの者から、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除等について確認できない。

加えて、B社に係る上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 25 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、事業所名称が途中でB社に変ったが、昭和 34 年 3 月から 41 年 2 月まで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、申立人が資格を喪失した日と同日の昭和39年2月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、申立人が申立期間後に資格を取得しているB社は、申立人が同社で資格を取得した日と同日の同年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、申立期間は、両事業所ともに適用事業所ではない。

さらに、A社で申立人と同日に資格を喪失している元従業員のうち、B社で申立人と同日に資格を取得している13人は、いずれも、オンライン記録において、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は見当たらないほか、当該13人のうち所在が判明し聴取することができた3人は、「申立期間に厚生年金保険料を控除されていたかは分からない。」と陳述している。

加えて、A社及びB社は、昭和39年2月及び43年2月にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、両事業所の元事業主はいずれも所在不明であるため、両事業所等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況

を確認できない。

また、申立人及び申立人と同日にA社で資格を喪失している同僚の一人は、「申立期間当時、A社は資金繰りが悪く、給料の遅配もあった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月16日から同年5月14日まで  
② 昭和32年6月11日から同年12月25日まで  
③ 昭和33年5月14日から同年7月25日まで

船員保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A氏所有のB船に乗った申立期間①及び②並びにC氏所有のD船に乗った申立期間③の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間に両船舶で勤務したことが記載されている船員手帳を提出するので、当該期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人提出の船員手帳から、申立人が申立期間にB船で勤務したことが確認できる。

しかし、A氏に係る船員保険被保険者名簿によれば、B船が船員保険の適用事業所となったのは、昭和35年1月26日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、B船の船舶所有者は所在不明であるほか、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人提出の船員手帳から、申立人が申立期間にD船で勤務したことが確認できる。

しかし、C氏所有のD船は、オンライン記録において、船員保険の適用事業所としての記録は無い。

また、D船の船舶所有者は既に死亡しているほか、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 8491

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 1 日から 62 年 10 月 21 日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されているとの回答を受けた。申立期間は、通勤手当も含め 26 万円の給与を支給されていたので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と異なっていると申し立てている。

しかし、申立期間当時の経理責任者は、「当時、厚生年金保険料は、社会保険事務所(当時)に届け出たとおりの標準報酬月額に基づいて控除していた。」と陳述している。

また、申立期間当時の経理担当者も、「当時、通勤手当を報酬月額に算入していなかったが、厚生年金保険料については、社会保険事務所に届け出たとおりの標準報酬月額に基づいて控除していた。」と陳述しているところ、同人提出の昭和 62 年 2 月から同年 12 月までの給料明細書(昭和 62 年 8 月及び同年 10 月は提出なし)を見ると、いずれの月も厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、A社は、「申立人の標準報酬月額に係る届出及び保険料控除の状況を確認できる資料は保管していない。」と陳述しているため、同社から、申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額(26 万円)に相当する厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。